

愛知県建築物環境配慮制度に基づく

キャスビー  
「CASBEEあいち」(2016年版)届出の手引き

愛知県建築局建築指導課

令和2年4月

**1 制度の概要**

- (1)概要
- (2)対象建築物
- (3)根拠法令等
- (4)届出方法(・提出先 ・提出書類 ・注意点)

**2 CASBEE あいちの使用方法**

- (1)全国版 CASBEE 建築(新築)2016とCASBEE あいち(2016)
- (2)CASBEE あいち(2016)の概要
- (3)独自基準の解説
- (4)CASBEEあいち[戸建]2016 の概要と独自基準

**3 参考資料**

- (1)根拠法令等
- (2)チェックリスト

## <目 次>

<b>1 制度の概要</b>	<b>1</b>
(1) 概要	
(2) 対象建築物	
(3) 根拠法令等	
(4) 届出方法 (・提出先 ・提出書類 ・注意点)	
<b>2 CASBEE あいちの使用方法</b>	<b>3</b>
(1) 全国版 CASBEE 建築 (新築) 2016 と CASBEE あいち (2016)	
(2) CASBEE あいち (2016) の概要	
(3) 独自基準の解説	
(4) CASBEE あいち [戸建] 2016 の概要と独自基準	
<b>3 参考資料</b>	<b>48</b>
(1) 根拠法令等	
(2) チェックリスト	



## 1 制度の概要（愛知県建築物環境配慮制度：CASBEE<sup>キャスビー</sup>あいち）

### (1)概要

愛知県建築物環境配慮制度とは、建築主が建築物に係る環境への負荷の低減を図るため、CASBEE(キャスビー)あいちを用いて建築物の総合的な環境性能を評価した結果を「建築物環境配慮計画書」として県に提出し、県では、提出された計画書の審査等を行い、必要に応じて環境性能の向上に向けた指導助言等を行うとともに、これらの手続きが完了した計画書の一部を公表する制度です。

### (2)対象建築物

CASBEEあいちは、下表のように2千㎡を超える建築物(特定建築物)の新築、増築等については条例で届出が義務付けられており、それ以外の建築物(特定外建築物、戸建て住宅を含む)については要綱(特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱)に基づき任意の届出を受け付けています。

建築物の種類	建築物の規模	届出義務	根拠法令	評価ソフト
特定建築物	床面積2千㎡を超える建築物	義務	条例	CASBEE あいち
特定外建築物	上記以外の建築物	任意	要綱	CASBEE あいち[戸建]
	戸建住宅	任意		

### (3)根拠法令等

以下の根拠法令等は、愛知県HPで確認できます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/0000083264.html>

県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)

第3章 第1節 建築物に係る環境への負荷の低減

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年愛知県規則第87号)

特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱

### (4)届出方法

#### ○提出先

対象建築物の区域	提出先
愛知県内の建築物(名古屋市以外の区域)	愛知県建築局建築指導課 名古屋市中区三の丸3-2-1 TEL 052-954-6570
名古屋市内の建築物 (CASBEE 名古屋による届出になります)	名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課 名古屋市中区三の丸3-1-1 TEL 052-972-2924

#### ○提出時期

CASBEE あいちの届出	工事着手予定日の 21 日前
変更届	変更工事着手予定日の 15 日前(軽微なものを除く)
完了届	工事完了後 15 日以内

#### ○提出書類

・正副2部提出(具体的な添付書類は、「3参考資料」チェックリスト参照)

#### ○指導助言・勧告

県は提出された計画書の評価結果が「建築物環境配慮指針」(平成21年3月27日 愛知県告示第

227号)に照らして不十分(BEEがB+ランク未満の場合など)であると認めるときは、指導又は助言を行う場合があります。また、条例に基づき勧告を行う場合があります。

なお、同指針では、建築物環境効率(BEE値)の目標値は、1.0以上1.5未満(B+ランク)を標準値とし、1.5以上(Aランク以上)を推奨値としています。

#### ○注意点

- ◆届出は、原則として建築指導課(県庁東大手庁舎)に持参するものとします。
- ◆建築区域が春日井市、豊田市、一宮市、岡崎市、豊橋市の場合は、建築物省エネ法の届出先とCASBEE あいちの届出先が異なることとなります。また、CASBEE あいちの届出を行った場合も建築物省エネ法の届出は別途必要です。
- ◆2千㎡を超える新築、増築をする場合は、**建物用途に関係なく届出が必要です**

## 2 CASBEEあいちの使用方法

### (1) 全国版CASBEE とCASBEE あいち

CASBEEあいち、日本サステナブルビルディング・コンソーシアム(JSBC)の事務局である財団法人建築環境・省エネルギー機構(IEEC)の協力を得て、「CASBEE-建築(新築)2016年版」を基本に愛知県の独自評価基準を加え、また、愛知県における環境配慮重点項目の評価結果も表示できるようにするなど、愛知県の地域特性や関連する条例等諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したものです。このためCASBEEあいちによる評価結果は、CASBEE-建築(新築)による評価結果と異なる場合があります。

戸建て住宅についても、IEECが開発した「CASBEE-戸建(新築)」2016年版を基本に愛知県版とした「CASBEEあいち[戸建]」により評価することができます。

2016年版は、評価ソフトの解説は原則IEEC版のマニュアルによることとし、CASBEEあいち([戸建]版含む)の独自基準の解説のみを本手引きで解説する方式としました。

本手引きに記載のない事項は、「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル2016年版」および「CASBEE-戸建(新築) 2016年版」(財団法人建築環境・省エネルギー機構(IEEC))を参照してください。

<http://www.ieec.or.jp/CASBEE/>

CASBEEあいちの評価ソフト(表計算ソフト)及び本手引きのデータ(PDF)は、愛知県ホームページからダウンロードできます。

(2)CASBEE あいち 2016 年版の概要

本節では、CASBEE あいち 2016 の概要を IBEC 版の評価マニュアルを一部引用※して説明します。IBEC 版と異なるあいち独自の扱いやルールを主に記載しており、基本的な取り扱いは IBEC 版のマニュアルを参照してください。(※IBEC の協力を得て作成しています。)

2-(2)-1 メインシート

図 I.3.2にメインシートを示す。メインシートは評価者が最初に入力を行うシートである。評価建物の基本情報(名称、用途、規模等)など、評価にあたって必要な情報を入力する。住宅系用途の建物を評価する場合は<建物全体・共用部分>と<住居・宿泊部分>の床面積の比を入力する。

**1) 概要入力**

① 建物概要

- 建物名称: あいちビル
- 建設地・気候区分: 愛知県〇〇市
- 地域・地区: 第一種住居地域、準防火地域
- 竣工年(予定/竣工): 2016年12月
- 敷地面積: XXXX m<sup>2</sup>
- 建築面積: XXXX m<sup>2</sup>
- 延床面積: 2,000.00 m<sup>2</sup>
- 建物用途名: 〇〇
- 階数: 地上〇〇F
- 構造: RC造
- 平均居住人員: XX 人(想定値)
- 年間使用時間: XXX 時間/年(想定値)

② 評価の実施

- 評価の実施: 2014年7月8日
- 作成者: 〇〇〇
- 確認日: 2014年7月18日
- 確認者: 〇〇〇

**2) 個別用途床面積**

① 用途別延床面積

事務所	0.00 m <sup>2</sup>	事務所	m <sup>2</sup>
学校	0.00 m <sup>2</sup>	官公庁	m <sup>2</sup>
物販店	0.00 m <sup>2</sup>	幼稚園・保育園	m <sup>2</sup>
飲食店	m <sup>2</sup>	小・中学校(北海道以外)	m <sup>2</sup>
集会所	0.00 m <sup>2</sup>	高校	m <sup>2</sup>
工場	m <sup>2</sup>	大学・専門学校	m <sup>2</sup>
病院	2000.00 m <sup>2</sup>	デパート・スーパー	m <sup>2</sup>
ホテル	m <sup>2</sup>	その他物販	m <sup>2</sup>
非住宅 小計	2,000.00 m <sup>2</sup>	劇場・ホール	m <sup>2</sup>
集合住宅	0.00 m <sup>2</sup>	展示施設	m <sup>2</sup>
		スポーツ施設	m <sup>2</sup>
		専用部	m <sup>2</sup>
		共用部	m <sup>2</sup>

② 住居・宿泊部分の比率

- 病院の延床面積のうち、病室部分の床面積の比率: 0.5
- ホテルの延床面積のうち、宿泊部分の床面積の比率: 0.00
- 集合住宅の延床面積のうち、住戸部分の床面積の比率: 0.00

**3) 結果出力**

- スコアシート: ●スコア
- 評価結果表示シート: ●結果
- LCCO2算定条件シート: ●標準計算 ●個別値計算

愛知県の地域区分  
 4 : 豊田市 (旧稲武町に限る)、  
 設楽町 (旧津具村に限る)、  
 豊根村  
 5 : 設楽町 (旧設楽町に限る)、  
 東栄町  
 6 : 4. 5. 7 地域以外の地域  
 7 : 豊橋市

敷地面積は解説参照

用途別面積での入力値の合計が表示される

確認者がいない場合は、作成者名を入力する。

用途別面積は、基本的に建築物省エネ法の扱いに準じる。

病院、ホテル、住宅の場合は居室の比率を入力する。

図 I.3.2 メインシート画面(入力例)

## 1) 概要入力

### ① 建物概要

評価建物の基本情報(名称、用途、規模等)を入力する。これらの情報は各シート及び、評価結果表示シートに自動的に転記される。

平均居住人員と年間使用時間は、直接CASBEEの評価に関わるものではないが、参考情報として可能な限り入力すること。

表 I .3.1 建物概要欄の入力項目と入力例

入力項目	入力例	入力項目	入力例
建物名称	〇〇ビル	延床面積 <sup>2)</sup>	〇〇〇(数値)
建設地・気候区分	〇〇県〇〇市	建物用途名	事務所、学校、集合住宅
地域・地区	商業地域、防火地域	(建物用途) <sup>3)</sup>	庁舎、大学
地域区分	6 地域 <sup>1)</sup>	階数	+〇〇F
竣工年	2016.12	構造	S 造
敷地面積	〇〇〇(数値)	平均居住人員	〇〇〇(数値)
建築面積	〇〇〇(数値)	年間使用時間	〇〇〇(数値)

1) 地域区分は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等(国交省告示第 265 号)」による 1~8 の 8 地域から選択する。

2) 延床面積は、用途別延床面積の欄に入力した値の合計が自動的に本欄に返される。

3) この欄は、用途別延床面積の欄で選択された用途が自動的に表示されるものであり、CASBEE の評価上の用途構成を表している。より詳細な用途名は、上欄の「建物用途名」に任意で入力ができる。

4) 敷地面積は、建築基準法の確認申請における敷地を原則とするが、敷地内に複数の CASBEE 対象建築物が存在する場合などは、仮想敷地を設定して他の2千㎡超の建築物と区分した敷地により評価する。また、工場のように用途上不可分の建築物軍の場合は、仮想敷地面積を他の2千㎡超の建築物の建築面積で按分した面積とする事ができる。

### ② 評価の実施

評価実施の日付、評価者を入力する。評価内容の確認者が別にいる場合は、確認日と確認者の欄へ記入する。(CASBEEあいちの場合は、確認者がいない場合は、確認者欄に作成者名を入力する。)

## 2) 個別用途入力

### ① 用途別延床面積

建物用途は、表 I .3.2の中から最も該当するものを選択する。各用途にそれぞれの面積を入力する。評価対象とする建築物のより具体的な用途名は、1)概要入力の「建物用途名」欄に入力する。

なお、2014年版では、事務所、学校、物販店、集会所の各用途においては、詳細用途別に入力する。

### ② 住居・宿泊部分の比率

住宅系用途の建築物を評価する場合は、<建物全体・共用部分>と<住居・宿泊部分>の床面積比を入力する。(病院では病室部分、ホテルでは宿泊室部分、集合住宅では住居部分の占める割合を0~1.0までの値で入力する。非住宅系用途の建築物では入力しない)



表 I.3.2 用途別延床面積の入力上の区分

用途区分	用途名	詳細用途	含まれる用途
非住宅系用途	事務所	事務所、官公庁	事務所、庁舎、郵便局など
	学校	幼稚園・保育園、 小・中学校(北海道)、 小・中学校(北海道以外)、 高校、大学・専門学校	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など
	物販店	デパート・スーパー、 その他物販	百貨店、マーケットなど
	飲食店		飲食店、食堂、喫茶店など
	集会所	劇場・ホール、展示施設、 スポーツ施設、図書館等	公会堂、集会場、図書館、博物館、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など
	工場		工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など
住宅系用途	病院		病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームなど
	ホテル		ホテル、旅館など
	集合住宅		集合住宅(戸建は対象外)

※ 戸建て住宅は「CASBEEあいち[戸建]」により評価します。

### 3) 結果出力

結果出力欄の「評価結果表示シート」や「スコアシート」、「LCCO<sub>2</sub>計算シート」を選択すると、各々のシートを画面上に呼び出すことができる。

## 2-(2)-2 採点シート

採点シートには各用途における採点基準表が表示されており、評価項目毎に、レベル1からレベル5までの5段階の採点基準を解説している。評価者はその表に従って採点を行う。

表 I .3.3 採点シートにおける主要な構成項目

構成項目	説明
採点欄	採点結果をレベル 1~5(または対象外)のプルダウンで選択
採点基準欄	各項目の採点基準を表示
評価する取組み欄	一部の項目で採用されている採点方法。環境配慮を行う上で配慮すべき事項がリスト化されており、該当項目を選択することで採点する
重み係数(規定)欄	用途により規定されている重み係数を表示(変更不可)

以下に採点シートの入力方法を示す。

## 1) 採点基準

図 I .3.3に示すように、採点シートには各用途における採点基準表が表示されており、評価者はその表に従って採点を行う。〈建物全体・共用部分〉は全用途共通に採点する項目である。住宅系用途の場合は、Q1とQ2の採点シートについて、〈住居・宿泊部分〉の採点基準と評価欄が用意されており、これについても採点を行う。

採点基準は、項目毎にレベル1~5の段階設定がされており、採点欄ではそのレベル数をプルダウンで選択(レベル3の場合は3を選択)する。対象建築物の個別条件によって採点基準をそのまま適用できないような場合、一部の評価項目で「対象外」を選択することができる(対象外とできる項目はマニュアルの解説中に記載されている)。対象外を選択した場合、特に示されない限り、対象外とした項目の重みが「0」で計上され、それ以外の項目の重みに比例配分される。

■建物名称 ○○ビル

Q1 室内環境 色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメントを記入のこと 基本設計段階

1 音環境

1.1 騒音 dB(A)

建物全体・共用部分				住居・宿泊部分			
重み係数(既定) = 0.50				重み係数(既定) = 0.00			
レベル	事・病(待)・ホ・工・住	学(大学等)・病(診)	物・飲	会	学(小中高)	レベル	病・ホ・住
レベル 3.0	50 < [騒音レベル]	45 < [騒音レベル]	55 < [騒音レベル]			レベル 3.0	
レベル 1	50 < [騒音レベル]	45 < [騒音レベル]	55 < [騒音レベル]			レベル 1	45 < [騒音レベル]
レベル 2	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]	[該当するレベルなし]			レベル 2	[該当するレベルなし]
■レベル 3	45 < [騒音レベル] ≤ 50	40 < [騒音レベル] ≤ 45	50 < [騒音レベル] ≤ 55			■レベル 3	40 < [騒音レベル] ≤ 45
レベル 4	40 < [騒音レベル] ≤ 45	35 < [騒音レベル] ≤ 40	45 < [騒音レベル] ≤ 50			レベル 4	35 < [騒音レベル] ≤ 40
レベル 5	[騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 45			レベル 5	[騒音レベル] ≤ 35

1 音環境  
1.1 騒音  
建物全体・共用部分  
レベル 3.0

プルダウンメニューから 1~5、対象外を選択

図 I .1 採点シート画面

### 2-(2)-3 配慮事項記入シート

評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を記述する。記述内容は評価結果表示シートの「3.設計上の配慮事項」に表示される。  
 配慮事項記入シートの、「総合」、「Q1」～「LR3」、「その他」の各欄に記述する(自由記述)。「総合」欄には、建物全体におけるコンセプトを、「Q1」～「LR3」欄には、各評価項目に関連する事項を記述する。「その他」の欄には、「Q1」～「LR3」において評価されない「その他」の環境配慮の取組みを記載する。

■ 環境設計の配慮事項

■建物名称 ○○ビル

計画上の配慮事項	
総合	注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。
Q1 室内環境	注) 「Q1 室内環境」に対する配慮事項を簡潔に記載してください。
Q2 サービス性能	注) 。。。ください。

**配慮した内容を具体的に記入  
 (総合、Q1からLR3までの記入  
 は必須)**

図 I.2 「配慮事項記入シート」

### 2-(2)-4 スコアシートへの入力

各採点シートに入力した採点結果が、スコアシートの評価点の欄に表示される。評価点は3点を基準とし、3点を上回る得点を与える評価項目については、スコアシート中央の「環境配慮設計の概要記入欄」に、評価の根拠を具体的に記入することを必須とする。

CASBEE-建築(新築)2016年版		■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2016年版		
○○ビル		■評価ソフト: CASBEE-BD_NC_2016(v1.0)		
スコアシート	実施設計段階	欄に数値またはコメントを記入		
配慮項目	環境配慮設計の概要記入欄	建物全体・共用部分 評価点	住居・宿泊部分 評価点	全体
Q 建築物の環境品質				3.0
Q1 室内環境				3.0
1 音環境		3.0	0.15	3.0
1.1 室内騒音レベル		3.0	0.40	3.0
1.2 遮音		3.0	0.40	3.0
1 開口部遮音性能		3.0	0.60	3.0
2 界壁遮音性能		3.0	0.40	3.0
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)		3.0	-	3.0
4 界床遮音性能(重量衝撃源)		3.0	-	3.0
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0

**採用対策を具体的に記入  
 (3点を上回る得点を与える  
 評価項目の記入は必須)**

図 I.3 スコアシートへの入力方法

2-(2)-5 評価結果表示シート

図 I.3.15に評価結果表示シートを示す。評価結果表示シートでは、Q(建築物の環境品質)とLR(建築物の環境負荷低減性)さらにBEE(建築物の環境効率)、LCCO<sub>2</sub>排出率の結果がグラフと数値で表示される。

【表示内容】  
1 建物概要

2 CASBEE の評価結果  
2-1 BEE(Q/L)の  
評価結果  
2-2 ライフサイクル CO<sub>2</sub>  
(温暖化影響チャート)  
2-3 レーダーチャート

2-4 バーチャート  
・Q の評価結果  
・LR の評価結果

3 CASBEE あいちの  
重点項目



図 I.3.14 CASBEE-建築(新築)(2016年版)の評価結果表示シート(出力例)

○BEE値による環境性能評価ランク

ランク	評価	BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent 素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	★★★★★
A	Very Good 大変良い	BEE=1.5 以上3.0 未満	★★★★
B+	Good 良い	BEE=1.0 以上1.5 未満	★★★
B-	Fairly Poor やや劣る	BEE=0.5 以上1.0 未満	★★
C	Poor 劣る	BEE=0.5 未満	★

○LCCO2による温暖化ランク表示

ライフサイクルCO2の評価	ランク表示
・LCCO <sub>2</sub> が100%を超える(非省エネビル)	緑☆
・LCCO <sub>2</sub> が100%以下(≒現行の省エネ基準を満足)	緑☆☆
・LCCO <sub>2</sub> が80%以下(≒運用段階の30%省エネ)	緑☆☆☆
・LCCO <sub>2</sub> が60%以下(≒運用段階の50%省エネ)	緑☆☆☆☆
・LCCO <sub>2</sub> が30%以下(≒運用段階のゼロ・エネルギー)	緑☆☆☆☆☆

2-(2)-6 重点項目スコアシート

重点項目(配慮項目)		評価点	全体に対する 重み係数	重点項目スコア
<b>① 地球温暖化対策</b>				<b>3.3</b>
LR3-1	地球温暖化への配慮	3.3	0.10	2.8
<b>② 資源の有効活用</b>				
Q2-2	耐震性・信頼性	2.8	0.09	
Q2-3	対応性・更新性	3.0	0.09	2.0
LR2-2	非再生性資源の使用量削減	2.9	0.19	
<b>③ 敷地内の緑化</b>				1.0
Q3-1	生物環境の保全と創出	2.0	0.09	
<b>④ 地域材の活用</b>		(評価ポイント)		なし
Q3-2 4)	地域性のある素材による良好な景観形成	0.0	-	
Q3-3.1 I 2)	地域性のある材料の使用	0.0	-	

■重点項目スコア算出式  
各重点項目スコアは、以下の方法により算出されています。

①地球温暖化への配慮、③敷地内緑化  
重点項目スコア=各配慮項目の評価点

②資源の有効活用 (評価点×全体に対する重み)の総和  
重点項目スコア=  $\frac{\text{評価点} \times \text{全体に対する重み}}{\text{重みの総和}}$

④地域材の活用  
重点項目スコア=評価ポイントの合計+1

CASBEEあいち においては、重点項目をまとめたスコアシートを別途用意し、一目で重点項目の状況が分かるようにしています。また、この結果は、結果シートにも表示し、モリコロマークによる分かりやすい評価点表示に努めています。

(注意)

評価ソフト及びマニュアルには、「モリゾー&キッコロ」のマークを使用していますが、これは、愛知県が一般財団法人地球産業文化研究所(GISPRI)モリコロライセンスセンターから使用許諾を受けて使用しているものです。このため、評価ソフト及びマニュアルに使用している「モリゾー&キッコロ」マークを広告チラシ、パンフレット、ホームページ等に転載することはできません。万一、転載されますと、著作権法に抵触しますので、ご注意ください。

## 2-(2)-7 採点基準

病院、ホテル、集合住宅については、建物全体として評価する項目(Q3、LR1、LR2、LR3)と、建物の〈共用部分〉と〈住居・宿泊部〉を分けて評価する項目(Q1、Q2)があるため注意する。すなわちこれら3用途については、必ず〈建物全体・共用部分〉評価及び、〈住居・宿泊部〉評価を両方実施すること。

なお、工場に区分される用途の場合、Q1(室内環境)～Q2-1(機能性)の評価は、建物内の居住エリア(事務室等)を評価の対象とし、生産エリアは評価対象外とする。居住エリアが無い建物の場合には、Q1～Q2-1は全て評価対象外とすることができる。(居住エリアの有無は、原則として建築物省エネ法の届出に準じて扱うものとする。

採点基準の表中に「(該当するレベルなし)」と記載されている欄と、空白の欄があるが、「(該当するレベルなし)」となっている場合は、該当するレベルについては採点しないことを意味し、空白の場合には、その中間レベルを任意に採点可能なことを表している。

また、各採点項目中に表示されている以下のマークは評価対象とする建物用途名を表すものであり、適用のマークが表示されている場合には、その建物用途において、当該項目の評価が必要であることを表している。

### ● 凡例

建物用途名	適用	適用外
事務所	事	事
学校	学	学
物販店	物	物
飲食店	飲	飲
集会所	会	会
病院	病	病
ホテル	ホ	ホ
集合住宅	住	住
工場	工	工

### ■ CASBEEあいちの重点項目に関わる採点基準、独自基準

CASBEEあいちでは、4つの重点項目「①地球温暖化への配慮」「②資源の有効活用」「③敷地内の緑化」「④地域材の活用」や愛知県の独自基準を設けています。独自基準には、採点基準に下記のマークを付し、明示しています。

独自基準

## (3) 独自基準の解説

本節では、CASBEE あいち 2016 の独自基準について IBEC 版との相違部分を説明するものです。

## Q 建築物の環境品質

## Q1 室内環境

変更なし

## Q2 サービス性能

## 1.1.3 バリアフリー計画

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	県の条例(整備基準)を満たしている。
レベル4	県の条例(整備基準)を満たしており、さらにバリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たしている。
レベル5	上記に加え、県の「望ましい整備指針」のいくつかの措置を取り入れており、ユニバーサルなデザインとなっている。

<住居・宿泊部分>評価しない。

## □解説

機能的な建築空間は利用する可能性のあるすべての人に開かれている必要がある。

バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は不特定多数が利用する2000㎡以上の物・飲・会・病・ホ等に対しては、最低基準として「建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)」が義務付けとなっている。

さらに、努力義務として、特段の不自由なく建築物を利用できるようにすることを目的に「建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)」がある。

愛知県では、1994年に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を定め、2004年に一部改正を行っている。

この項目では、建物全体・共用部分がどの程度バリアフリー新法に適合しているかで評価を行う。

### Q3 室外環境(敷地内)

Q3の評価では、採点項目の「評価する取組み」に示される個々の取組みをポイント制にし、合計点で5段階評価を行う。またQ3では定性的な評価項目が大部分を占めるため、実際に取組んだ内容や特記しておくべき内容については、別途、評価ソフト中にある「環境配慮設計の概要記入欄」などに具体的な記述を行う。

#### □採点方法

評価する取組みの各項目に示される内容について、実際に計画した内容に該当すれば、ポイントを加算し、その合計点でレベルが決まる。

※「その他」欄は、採点表中にない特別な取組みを実施している場合に任意に追加できる項目である。「その他」欄を採点する場合には、それがどのような取組みであるか、ソフト上の「環境配慮設計上の概要記入欄」などに別途記入すること。

### 1. 生物環境の保全と創出

□適用

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・木・住
レベル1	生物環境の保全と創出に関して配慮に欠け、取組みが不十分である。 (評価ポイント 0~3)
レベル2	生物環境の保全と創出に関して配慮されているが、取組みが十分とはいえない。 (評価ポイント 4~6)
レベル3	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取組みが行われている。 (評価ポイント 7~9)
レベル4	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取組みが行われている。 (評価ポイント 10~12)
レベル5	生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取組みが行われている。 (評価ポイント 13 以上)

#### 評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 立地特性の把握と計画方針の設定	1) 敷地とその周辺にある生物環境に関する立地特性を把握し、その特性に基づいて敷地内の生物環境の保全と創出に関わる計画方針を示している。	2
II 生物資源の保存と復元	1) 敷地内にある生物資源を構成する動植物、表土、水辺等を保存または復元している。	2
III 緑の量の確保	1) 外構緑化指数が、 10%以上 20%未満を示す規模の外構緑化を行い、なおかつ中高木を植栽している。(1ポイント) 20%以上 50%未満を示す規模の外構緑化を行っている。(2ポイント) 50%以上を示す規模の外構緑化を行っている。(3ポイント)	1~3



III 緑の量の確保	2) 建物緑化指数が、 5%以上 20%未満を示す規模の建築物の緑化を行っている。 (1ポイント) 20%以上 40%未満を示す規模の建築物の緑化を行っている。 (2ポイント) 40%以上を示す規模の建築物の緑化を行っている。 (3ポイント)	1~3
IV 緑の質の確保	1) 我が国や地域の生態系に悪影響を及ぼす外来種に関し、適切な対応を行っている。	1
	2) 自生種の保全に配慮した緑地づくりを行っている。	1
	3) 敷地や建物の植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている。	1
	4) 野生小動物の生息域の確保に配慮した緑地づくりを行っている。	1
V 生物資源の管理 と利用	1) 建物運用時における緑地等の維持管理に必要な設備を設置し、かつ管理方針を示している。	1
	2) 建物利用者や地域住民が生物とふれあい自然に親しめる環境や施設等を確保している。	1
VI その他	1) 上記の評価項目以外に生物環境の保全と創出に資する独自の取り組みを行っている。	1

#### □解 説

本項(Q3 1.生物環境の保全と創出)では、国土の自然環境を保全・回復し、生物の多様性を確保する観点から、建築(建築及び外構を含む敷地全体)が生物環境の保全と創出に関して配慮しているかについて、6つの評価項目(I~VI)ごとに取組み内容の評価を行う。なお、ここでいう「生物環境」とは野生小動物の生息と植物の生育を支える空間(ビオトープ)のことを指す。

#### I. 立地特性の把握と計画方針の設定

地域の生物環境を保全するためには、まず敷地の立地特性に適した保全目標を設定した上で、その目標を実現するための保全方針及び関連する取組みを検討することが求められる。そのような観点から、本項目では計画敷地が位置する地域の生物環境に関する立地特性を把握した上で、その特性に適した敷地内の生物環境の保全と創出に関する計画方針を示しているか否かを評価する。

立地特性に基づいて適切な計画方針が明示されている場合に 2ポイントとして評価する。計画方針が示されていても、その根拠となる立地特性が把握されていない場合は、0ポイントとする。なお、立地環境の空間的な範囲と調査対象の範囲は一律的に規定できないため、計画敷地に応じて適宜範囲を設定する。

なお評価に際しては、第三者が立地特性と計画方針の関係を確認できるように、少なくとも以下の書類(略)を添付し、その添付書類ごとに考察結果を記載すること。

#### II. 生物資源の保存と復元

敷地内にある樹木や水辺、腐食質を多く含む植物の成長に必要な養分を含む表土等は、長い時間を経て形成されてきた地域の生物環境を構成する資源であり、生物環境の保全を図るにあたっては、これらの取扱いを優先的に検討することが求められる。そのような観点から本項では、敷地内にある樹木、水辺、表土等からなる生物環境を保全するための取組みについて、生物資源の「保存」と「復元」の二つの観点から評価する。

- ・「保存」とは敷地内にある生物資源を敷地内に残す取組みを指し、現状を残置するだけでなく敷地内での移植(移設)も評価対象とする。
- ・「復元」とは当該事業者が喪失させた生物資源を敷地内に再生する取組みをさす。なお、当該事業以前に敷地内に存在していたと確認・推定される生物資源を再生させる取組みも含むものとする。
- ・敷地外にある地域の生物資源を敷地内に移設、再生させる取組みも、「保存」、「復元」として評価する。

なお評価に際しては、第三者が「保存」、「復元」の状況を確認できるよう、少なくとも以下の書類(略)を添付し、その添付書類ごとに考察結果を記載すること。

### III. 緑の量の確保

地域の緑量を確保する観点から本項では、敷地の緑化に関する取組みを外構緑化面積と建物緑化面積の程度によって評価する。ここでいう緑の量には、取組みII.の対象となる「保存」「復元」する緑だけでなく、新たに整備・創出する緑も含む。外構緑化面積や建物緑化面積などの算定方法については、巻末の補助資料2.「樹冠面積、緑地面積の算定方法」を参照のこと。

- 1) 外構緑化については、下記式により算出された外構緑化指数に基づいて評価する。外構緑化指数が10%以上20%未満であり、かつ中・高木を植栽している場合は1ポイント、外構緑化指数が20%以上～50%未満の場合は2ポイント、外構緑化指数が50%以上の場合は3ポイントとして評価する。

$$\text{外構緑化指数} = \frac{\text{外構緑化面積(中高木の樹冠の水平投影面積+低木・地被等の植栽面積)}^{※1}}{\text{外構面積}}^{※2} \times 100(\%)$$

※1) 中高木の樹冠の水平投影面積と低木・地被等の植栽面積が重なる部分は、それぞれの面積を計上して良い

※2) 外構面積＝敷地面積から建物面積(建築面積及び附属物面積)を除いた面積

- 2) 建物緑化については屋上緑化と壁面緑化を評価対象とし、下記式により算出された建物緑化指数<sup>3)</sup>に基づいて評価する。建物緑化指数が5%以上20%未満の場合は1ポイント、20%以上40%未満の場合は2ポイント、40%以上の場合は3ポイントとして評価する。

$$\text{建物緑化指数} = \frac{\text{建物緑化面積(屋上緑化面積}^{※3}) + \text{壁面緑化面積}}{\text{建築面積}}^{※4} \times 100(\%)$$

※3) 屋上緑化面積の算定について、中高木の樹冠の水平投影面積と低木・地被等の植栽面積が重なる部分は、それぞれの面積を計上して良い

※4) 建築面積＝建築によって占有された部分の水平投影面積(法定建築面積)

### IV. 緑の質の確保

生物環境の保全と創出、およびその持続可能性を高めることに寄与する緑地の質を確保する観点から、本項では、植栽の健全な生育を促し、あわせて地域の豊かな生物相を支える緑地を形成するための取組みを評価する。具体的には地域の自生種の導入、植栽条件に応じた樹種の選定、野鳥等の野生小動物の誘致等により緑地を生態的に安定させる取組みを評価する。生態的に安定した緑地は、持続可能な生物資源を形成し、また農薬の使用低減など管理負担の

軽減にもつながる。

1)地域の生態系に悪影響を及ぼす外来種に関し適切な対策を行っている場合、2)地域の自生種の保全に配慮している場合、3)植栽条件に応じた適切な緑地づくりを行っている場合、4)野生小動物の生息域を確保している場合にそれぞれ1ポイントとして評価する。それらの取組みが複数行われている場合は合計ポイントとして評価する。

#### V.生物資源の管理と利用

健全な生物資源を育成し、維持していくためには、建物運用時における緑地等の適正な管理が必要不可欠であり、計画設計段階でも先行的に生物資源の管理に関して十分な配慮と対策を講じておくことが重要である。そのような観点から本項では、保全または創出した生物資源を維持管理するための取組みについて評価する。

灌水施設等の緑地の維持管理に必要な設備を設置してなおかつ管理方針を計画している場合及び、自然と親しめる環境や施設を確保している場合は、それぞれ1ポイントとして評価する。

#### VI.その他

上記のI～Vに示した評価項目以外に独自の取組みを行っている場合は1ポイントとして評価する。「その他」を評価する際には、どのような取組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

## 2. まちなみ・景観への配慮

□適用

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

### ■適用条件

- ・公共空間からほとんど見えないなどにより、まちなみ・景観に配慮する方法がない場合はレベル3とする。
- ・地域の景観賞、受賞理由に景観が明記されている賞を受賞しているなど一定の評価を得ていると認められる場合、レベル5とする。

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(評価ポイント0)
レベル2	周辺のまちなみや景観に対して、取組みが十分とはいえない。 (評価ポイント1~2)
レベル3	周辺のまちなみや景観に対して、標準的な配慮が行われている。 (評価ポイント3)
レベル4	周辺のまちなみや景観に対して、標準以上の配慮が行われている。 (評価ポイント4~5)
レベル5	周辺のまちなみや景観に対して、充実した取組みが行われている。 (評価ポイント6以上、又は地域のまちなみ・景観に関する賞を受賞している)

### 評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
1) 建物の配置・形態等のまちなみへの調和	建物高さ、壁面位置、外装・屋根・庇・開口部・塀等の形状や色彩において、周辺のまちなみや風景にバランスよく調和させている。	2
2) 植栽による良好な景観形成	植栽により、良好な景観を形成している。	1
3) 景観の歴史の継承	歴史的建造物の外装、既存の自然環境等を保存、復元、再生することにより、景観的に地域の歴史性を継承している。	1
4) 地域性のある素材による良好な景観形成	地域性のある素材を外装材に使用して、良好な景観を形成している。 →評価した場合は、具体的な素材名を記載する。	2
5) 周辺の主要な視点場からの良好な景観形成	周辺にある公園や広場等の人が集まる場所や遠くから対象建物を含む一帯を眺める地点(視点場)からの良好な景観を形成している。	1
6) その他	その他(記述)	1

### □解説

まちなみ・景観はその地域の自然や建造物や人々の生活の営みが作り出す風景を人々が感性で受けとめるものであり、居住者や来街者に共感を与え得るものである。そしてグローバルな時代になればなるほど地域やその場所の個性を表現する文化的な媒体(社会資本)として重要性が増している。このような背景を踏まえて本項では、建物(外構を含む敷地全体)が、周辺のまちなみや景観に対して与える悪影響を低減し、良好なまちなみ・景観を創出するためにどのような貢献を行っているかについて評価する。ただし、CASBEEでは審美性は評価しないこととしており、本項においても、建築環境の美しさの優劣は評価しない。

景観を評価する際には、一般的には誰(居住者・利用者、周辺の歩行者、その他の不特定多数)が何処(近景、中景、遠景)から見た景観を対象とするのかという問題があるが、本項では、以下の視点から評価を行うこととする。

まず、建物と周辺の景観との関係の基本となる建物の配置や形態が、周辺との調和を実現しているかについて評価する。そのうえで、地域における緑、歴史性の継承、地域素材の活用などの面から、良好な景観形成に寄与しているかについて評価する。また、特に対象建物を含む一帯の景観を望む主要な視点場からの景観について配慮している場合やその他の取り組みを行っている場合についても評価の対象とすることとした。なお、公共空間からほとんど見えないなど、まちなみ・景観に配慮する方法がない場合はレベル3とする。また、地域の景観賞、受賞理由に景観が明記されている賞を受賞しているなど一定の評価を得ていると認められる場合は、レベル5とする。

良好な景観形成のために一般に配慮すべき事項や具体的な対策を以下に例示する。評価する取り組みについては、具体的な内容を記述すると共に、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

#### 1) 建物の配置・形態等のまちなみへの調和

建物とまちなみや景観との調和を図る上で、建物の配置や形態は最も基本的な要素である。これらが十分に配慮されていない場合には、建物細部の意匠などを工夫しても良好な景観形成は困難となる。そのため、本項目では、建物の配置や形態について、以下の視点からまちなみ・景観に調和しているかを評価する。

- ①隣接する建築物の壁面の位置等に配慮し、まちなみの中での壁面線に配慮する。
- ②道路からの建物の見え方に配慮し、沿道部の建物の階数を低くするなど圧迫感を感じさせないよう工夫する。
- ③建築物の低層部は親しみやすいヒューマンスケールを意識した構成とする。
- ④道路などの公共空間に配慮し、まちなみに開かれた印象を与える工夫をする。
- ⑤周辺の建築物群のスカイラインに配慮する。
- ⑥建築物の屋根、開口部、壁面などの意匠は、まちなみとの調和に配慮する。
- ⑦建築物の色彩は、周辺景観に配慮する。
- ⑧屋外広告物等がまちの景観を損ねないように配慮をする。
- ⑨屋外に設備等を設置する場合、周囲からの見え方に配慮する。

#### 2) 植栽による良好な景観形成

計画地の緑化について、周辺建物における植栽などと一体にまちなみに心地よい緑の景観を形成する取り組み、地域の自然景観の形成に寄与する取り組みについて評価する。

- ①植栽によって沿道に緑の連続性を確保するとともに、修景に寄与している。
- ②隣接敷地や道路の既存樹木との調和やシンボル性に配慮した樹種の選定をしている。
- ③公道に面した大規模な平面駐車場等について、樹木や植栽や水施設などにより修景している。

#### 3) 景観の歴史性の継承

地域や都市の成り立ち、歴史や文化をとらえ、まちなみにその要素を継承する取り組みについて評価する。

- ①地域の景観形成に貢献してきた歴史的建造物の外壁を保存している。
- ②街角の既存樹木を保存して地域景観を継承している。
- ③既存の植物、地形、湧水等を保存、復元、再生し地域景観を継承している。

#### 4) 地域性のある素材による良好な景観形成

地域性のある材料とは地場産材、地方・地域の伝統的材料、その敷地ゆかりの材料等をいう。外壁面の素材に地域で昔から手に入る素材を用いて、より既存のまちなみとの調和を図るといった取組みが例としてあげられる。こうした素材は、色彩も落ち着きがあり、馴染みやすい。色彩は、周辺と調和するものを選択することが望ましい。近年では、原色を避け、落ち着きのある土地の土の色を「アースカラー」として選定するケースが多い。

愛知県では、三河材を始め地場の石材、瓦など地域性のある素材を材料に使用して、良好な景観を形成している場合に評価する。ポイント評価した場合は、具体的な材料をく使用した地域材 > 欄に記述する。

① 地場産の石や瓦、木材などを外観に効果的に使用して良好な景観を形成している。

#### 5) 周辺の主要な視点場<sup>※</sup>からの良好な景観形成

地域の景観基本計画に基づき視点場が定められており、そこからの景観エリアに評価対象建物が含まれている等の場合、それら視点場からの良好な景観形成に寄与する取組みについて評価する。景観基本計画等が定められていない場合でも、自ら視点場を設定し積極的に行う取組みについても評価の対象とする。その際、視点場の設定理由、その対象となる景観の状況、建物の条件を踏まえ、景観配慮の方針と取組みを具体的に示すこと。

※ 視点場とは、ある景観を眺める立ち位置のことで、一般的には駅や大通りなど多くの人から見られる場所、また丘の上や橋梁上など、良好な景観の得られる場所が視点場としてとらえられる。視点場からの良好な景観形成とは、地域のなかで良好な景観を味わう場所を創出・保持していかうとするもので、景観の公共性を高めるものである。視点場の設定は、対象地との位置関係(視線の角度や距離)に地形、背景となる景観、その地点への来訪者数などから総合的に行う。そこからの見えを意識・検証しながら対象建物等を計画することが重要となる。

参考:「空間形成及びデザインテーマにおける具体的な手法事例の紹介」

(独立行政法人都市再生機構ホームページ内「UR都市機構 都市デザインポータルサイト」)

#### 6) その他

上記の評価項目以外に独自の取組みを行っている場合は1ポイントとして評価する。「その他」を評価する際には、どのような取組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

## 3. 地域性・アメニティへの配慮

## 3.1 地域性への配慮、快適性の向上

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	地域性・アメニティへの配慮に関して取組みを行っていない。(評価ポイント0)
レベル2	地域性・アメニティへの配慮に関して取組みが十分とはいえない。(評価ポイント1)
レベル3	地域性・アメニティへの配慮に関して標準的な取組みが行われている。(評価ポイント2~4)
レベル4	地域性・アメニティへの配慮に関して比較的多くの取組みが行われている。(評価ポイント5)
レベル5	地域性・アメニティへの配慮に関して充実した取組みが行われている。(評価ポイント6以上)

## 評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 地域固有の風土、歴史、文化の継承	1)歴史的な建築空間等の保全 歴史的な建築内外部空間や遺構を保存、復元、再生し、地域文化に貢献している。(まちなみ・景観で評価している部分はここで重複して評価しない)	1
	2)地域性のある材料の使用 建物の構造材や内装材又は外構に地域性のある材料を一部使用している。(まちなみ・景観で評価している部分はここで重複して評価しない) →評価した場合は、具体的な材料名を記述する。	2
II 空間・施設機能の提供による地域貢献	1)空間提供による地域貢献 アルコーブ・ピロティ・庇などの空間を設けるなどの建築的な工夫を取入れて、雨宿り、待合わせに供する等、都市空間の活動上のアメニティ向上に貢献している。 または、広場や歩道状空地、路地などのスペースを確保し、憩いの場に供するなど地域の活動上のアメニティ向上に貢献している。	1
	2)施設提供による地域貢献 建物の一部に集会所、地域に開放された展示室やホール、コミュニティセンター、学校のコミュニティ利用などの公共的施設・機能を設けることで、地域の活動やにぎわいに貢献している。	1
III 建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成	1)建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成 中庭やテラス、バルコニー、サンルーム、アルコーブ、屋根付広場、風光ボイド、アトリウム、等のように風や光が通り抜ける開放的な空間をうまく内部空間と連続させている。 または、玄関廻り、バルコニー廻り等のプライバシーと公共性の接点の部分に、風光ボイド、花台、パーゴラ、奥行きのあるバルコニー等のしつらえによって、生活感が滲み出るような豊かな中間領域を形成している。	1

IV 防犯性の配慮	<p>1)防犯性の配慮</p> <p>建物外部の広場などのスペースにおいて、視線を遮らない様な樹木の配置、夜間照明の設置、防犯カメラの設置、防犯に役立つ窓の配置などを行い、防犯性に配慮している。</p> <p>または、広場や歩道状空地がない場合、建物周囲において、視線の行き届かない袋小路や通路などの死角空間を作らないようにし、また防犯に役立つ窓の配置をするなどして、防犯性に配慮している。</p> <p>または、敷地周囲に境界壁等を設ける場合、視線を遮るような連続した塀等を作らず、見通しの良いフェンスや背の低い生垣等を設けて防犯性・防災性に配慮している。</p>	1
V 建物利用者等の参加性	<p>1)建物利用者等の参加性</p> <p>施設利用者満足度評価(POE)の実施、コーポラティブ住宅等、設計プロセスに建物利用者が参加している。</p> <p>または、居住者や入居者が植栽管理・清掃活動、運用計画の立案を直接行うなど、建物の維持管理に対して居住者が参加している。</p>	1
VI その他	1)その他(記述)	1

### □解説

本項目に於いては、地域の歴史の継承、都市や地域のアメニティや地域活動、にぎわいへの貢献、敷地内の豊かな中間領域、地域の防犯性、建物利用者の参加性等についての取組みを評価し、地域アメニティの高い生活環境を目標とする。

#### I 地域固有の風土、歴史、文化の継承

地域には独特の生活文化を反映した歴史的、文化的な資源が少なくない。建築計画ではそのような資源を発見し、新たな環境を構築することも重要な側面である。その土地において歴史という長い時間の経過とともに積み重ねられた場所の記憶は、世代により語り継がれるべき重要な環境資産である。このような意味で、地域のコンテキストを十分に読み取り、計画に反映することを評価する。

例えば、既存建物の歴史的な内外空間や遺構を保存・復元・再生することや、地域性のある材料(地場産材、地方・地域の伝統的材料、その敷地ゆかりの材料等)を活用する等がある。木材等の地場産材は、どこまでを地場の範囲に含めるかは判断が難しいところであるが、各自治体などで地場産材の利用促進に対する取組みを行っている場合には、その定義に従うものとする。その他、風土、歴史、文化などの地域のコンテキストを反映した建物や外構の意匠等、あるいは施工時・運用時における地域の人材・技能の活用等地域産業の振興に役立つ取組みなども想定される。このような取組みがあれば具体的な事項をその他欄に記述する。

愛知県では、三河材を始め地場の石材、瓦(舗装材などとして使用する場合)など地域性のある素材を材料に使用している場合に評価する。評価した場合は、具体的な材料を<使用した地域材>欄に記述する。

#### II 空間・施設機能の提供による地域貢献

本項目では、建築の活動上の多様なアメニティ性を評価し、豊かな地域環境を目標とする。

#### III 建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成

建物の内外や敷地の内外を隔絶するのではなく、敷地の方位や周辺環境に応じて、魅力的にそれらを結ぶ中間領域や半戸外空間を形成することができる。このようなバッファゾーン(緩衝空間)を設けることで、建物利用者の心理的ストレスを緩和するとともに、奥行きのある豊かな空間を得



ることができる。

#### IV 防犯性の配慮

防犯性の配慮では、建築が公共空間に影響する防犯性、防災性を評価し、危険を感じない安全で安心感のある地域環境を目標とする。

#### V 建物利用者等の参加性

施設利用者満足度評価とは、施設利用者ニーズ・現状の問題点等を的確に把握し、設計に入る前に利用者ニーズを整理しプログラミングに生かすための評価のこと。POE (Pre/Post Occupancy Evaluationの略語)とは、入居前・入居後の施設評価のことで、施設利用者満足度調査とも言われる。ヒアリング、アンケート等により施設の使い勝手の良し悪しを科学的に調査・評価する手法。

#### VI その他

上記のI～IVに示した評価項目以外に独自の取組みを行っている場合は1ポイントとして評価する。「その他」を評価する際には、どのような取組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

## 2. LR 建築物の環境負荷低減性

### LR1 エネルギー

CASBEE あいちにおける重点項目、独自項目：なし  
 全国版は建築物省エネ法の施行による全面改訂がされました。

### LR2 資源・マテリアル

#### 2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用 事・学・物・飲・会・工・病・木・住

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・木・住
レベル1	リサイクル資材を用いていない
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	リサイクル資材を 1 品目用いている
レベル4	リサイクル資材を 2 品目用いている
レベル5	リサイクル資材を 3 品目以上用いている

#### □解説

本項目は躯体材料以外におけるリサイクル資材の使用状況を評価する。  
 評価対象は(公財)日本環境協会が認定している「エコマーク商品」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年5月制定)」で定められている「特定調達品目」の内、躯体材料以外に使用されるリサイクル資材のものとする。

#### 評価方法

- ・リサイクル資材の品目の数で評価する。同じ品目に含まれる複数の材料を用いている場合には、材料の数によらず1品目としてカウントする。また、間伐材は「特定調達品目」として認められているが、「2.5 持続可能な森林から産出された木材」で評価されているので、本項目では評価しない。
- ・「エコマーク商品」と「特定調達品目」の両方に認定されている場合は、1品目とする。
- ・極端に少量の場合を除き、一部でも使用されていたら、使用されているものと判断する。
- ・グリーン購入法の特定調達品目、及びエコマーク認定品の情報は随時更新されているので、下記のHP等を確認し評価を行うこと。

グリーン購入法特定調達物品情報提供システム(環境省、※平成26年3月現在運用休止中)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/>

エコ商品ネット(グリーン購入ネットワーク)

<http://www.gpn.jp/econet/>

エコマーク商品検索サイト(公益財団法人日本環境協会)

<http://www.ecomark.jp/search/search.php>

参考に、評価対象となるリサイクル資材の例と計算例を以下に示す。

#### リサイクル資材の例)

評価対象	品目名
グリーン購入法における 特定調達品目	建設汚泥再生処理土 土工用高炉水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物

評価対象	品目名
	鉄鋼スラグ混入路盤材 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート) 陶磁器質タイル 製材 集成材 合板 単板積層材 フローリング パーティクルボード 木質系セメント板 ビニル系床材
エコマークを取得したタイル・ブロック(商品類型109)	タイル ブロック れんが
エコマークを取得した木材などを使用したボード(エコマーク商品類型111)	ボード
エコマークを取得した間伐材、再・未利用材などを使用した製品(エコマーク商品類型115)	屋外用品(土木建築用品:小丸太) 屋外用品(土木建築用品:集成材) 屋外用品(土木建築用品:合板) 屋外用品(エクステリア) 屋内用品(床材) 屋内用品(壁材などの内装材) 屋内用品(ふすま枠) 屋内用品(ドア) 活性炭(調湿材) 土壌改良材
エコマークを取得した建築製品(内装工事関係用資材)(エコマーク商品類型123)	木質フローリング 障子・襖 障子紙・襖紙 ボード 畳 壁紙 断熱材 吸音材料・防音防振マット ビニル床材 階段滑り止め 点字鋸 フリーアクセスフロア アコーディオンドア
エコマークを取得した建築製品(外装、外構関係用資材)(エコマーク商品類型137)	ルーフィング 屋根材 外装材 プラスチックデッキ材 木材・プラスチック再生複合
エコマークを取得した建築製品(材料系の資材)(エコマーク商品類型138)	建築用石材 排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管 宅地ます
あいくる材	愛知県リサイクル資材評価制度(愛知県建設局土木部建設企画課)のホームページをご参照ください。 ( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> )

計算例) れんが(エコマーク商品類型109)に認定された商品Aと商品B、陶磁器質タイル(グリーン購入法の特典調達品目)に認定された商品Cを使用。  
⇒れんが1品目、陶磁器質タイル1品目を使用しているとして、合計2品目なのでレベル4

## 2.6 部材の再利用可能性向上への取組み

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みをひとつも行っていない。
レベル4	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みを1ポイント実施している。
レベル5	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みを2ポイント以上実施している。

ポイント	評価する取組み
1ポイント	躯体と仕上げ材が容易に分別可能となっている
1ポイント	仕上げ材に自然素材を用いている。
1ポイント	内装材と設備が錯綜せず、解体・改修・更新の際に、容易にそれぞれを取り外すことができる。
1ポイント	再利用できるユニット部材を用いている。
1ポイント	構造部材あるいはそのユニットが容易に分解でき、再利用できる。

## □解説

「2.3躯体材料におけるリサイクル材の使用」と「2.4躯体材料以外におけるリサイクル材の使用」は、建物のライフサイクルの開始点である新築もしくは改修時点で建物にどれだけリサイクル資材が用いられているかの度合いを表している。一方、本項目では、建物のライフサイクルの終局点である解体廃棄時におけるリサイクルを促進する対策として、分別容易性などの取組みについて評価する。

「躯体と仕上げが容易に分別可能」とは、躯体と、下地も含めた内部仕上げ材との分別の容易性を評価している。このため、S造とセメント板や、RC造とカーテンウォールなどは評価対象とはならない。

以下に具体例を示す。このうち、分別が容易である例と比較的容易である例に示す対策と同等と考えられるものについては、評価対象とすることができる。

<分別が容易である例>

- ①躯体+ペンキ仕上
- ②躯体+軽鉄+仕上材（断熱はFP版を使用）

<分別が比較的容易な例>

- ③GL工法（断熱は吹付(ウレタンなど)を使用）

<分別が容易でない例>

- ④塗り壁
- ⑤モルタル+タイル

「仕上げ材に自然素材を用いている」とは、土に還る材料を使用するなど廃棄物を抑制する取組を評価している。

「内装材と設備が錯綜せず…」とは、SI(スケルトン・インフィル)など内装変更を前提とした場合のほか、GL工法など、配管・配線が躯体及び仕上材自体に打込まれていない場合を指す。反対に、躯体にモルタル+タイル・塗り壁の場合などの場合には、評価されない。

「再利用できるユニット部材」には、OAフロア、可動間仕切りなどがある。

「再利用できる構造部材あるいはそのユニット」とは、構造部材あるいはそのユニット同士が、容易に分解され、再利用できるように意図して設計されている取組みを評価する。例として、鉄骨造の柱針接合部を全てボルト接合にした場合がある。

## LR3 敷地外環境

## 2.1 大気汚染防止

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

## 適用条件

敷地内から大気汚染物質を全く発生しない場合には、レベル5として評価する

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等 <sup>※1)</sup> で定められる現行の排出基準を上回っている。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準以下 <sup>※2)</sup> に抑えられている。
レベル4	NOx、SOx、ばいじんについて、発生源におけるガス又はばいじんの濃度が、大気汚染防止法、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等で定められる現行の排出基準より大幅 <sup>※3)</sup> に抑えられている。
レベル5	燃焼機器を使用しておらず、対象建築物の仮想閉空間から外部空間に対して大気汚染物質を全く発生しない。

注)濃度レベルの基準は、大気汚染防止法、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省)ならびに地域の条例等で定められるレベルの厳しい方を基準として採用する。

※1) 地域の条例等とは、愛知県では「大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例(改正:平成18年3月28日条例第22号)」及び「県民の生活環境保全等に関する条例」が該当する。「大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例」は、大気汚染防止法第三条第一項の排出基準にかえて適用するばいじんに係る排出基準(上乘せ排出基準)を定めたもので、適用区域は次のとおり。

○名古屋地域:名古屋市の東海市及び知多市の区域、海部郡飛島村の区域のうち一般国道一号線以南の区域並びに同郡弥富町の区域のうち稲荷から富島に至る一般国道一号線以南の区域

○名古屋地域以外の地域:愛知県の区域のうち、名古屋地域に属する区域以外の区域

※2)レベル3の濃度レベルは、基準値以下～基準値の90%を超える場合とする。

※3)レベル4については、排出濃度が基準値の90%以下に抑えられている場合とする。

## □解説

NOx、SOx、ばいじんの3種について、大気汚染防止法、低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省)または地域の条例等で定める排出基準に対する、排出源におけるガスの低減度合いを機器の性能値に基づき評価する。(大気汚染防止法規制対象施設の場合は参考2、それ以外の小型ボイラー等の場合は参考3を参照すること)

仕様・性能値が確定していない場合には、予定される機器もしくは努力目標としての機器の性能値で評価する。

敷地内において大気汚染物質を全く発生しない場合には、レベル5として評価する(仮想閉空間から外部空間に対して負荷を排出しないものと評価する)。従って、敷地内において燃焼機器を使用していない場合にはレベル5としてよい。また燃焼機器を使用している場合には、その低減率に応じてレベル3、4として評価する。上記の採点基準ではレベル4を基準値の90%以下の場合としたが、この数値に関しては、今後の技術開発動向やコスト動向などを考慮して、適宜見直ししていくものとする。

なお、非常用発電設備など、常時運転されていない機器は本項目の評価対象としない。

■参考1) 対象機器が複数ある場合の評価方法

対象となる設備機器が複数あり、それぞれの大気汚染物質濃度が異なる場合には、導入される機器毎の燃焼能力で加重平均する。(下表)

複数機器の場合の計算方法(数値はサンプル)

①スペック	②機器の燃焼能力(kW)	③係数	④=①×③
濃度レベル 80%	300	300/450=0.67	0.536
濃度レベル 85%	100	100/450=0.22	0.187
濃度レベル 100%	50	50/450=0.11	0.11
	450	合計	0.833(83%)

■参考2) 大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象施設の場合の評価

1. 大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の対象となるばい煙発生施設

大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で規制対象となる施設を下記に示す。

項番号	ばい煙発生施設	対象規模		
		法	県条例	
1	1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積 10㎡以上 又は 燃焼能力 50リットル/時以上	伝熱面積 8㎡以上
2	2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料処理能力 20トン/日 又は 燃焼能力 50リットル/時以上	同左 5トン/日 又は 同左 40リットル/時以上
3	3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(法…14の項に掲げるものを除く。)(県条例…16の項に掲げるものを除く。)	原料処理能力 1トン/時以上	同左 0.5トン/時以上
4	4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(法…14の項に掲げるものを除く。)(県条例…16の項に掲げるものを除く。)		
5	5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉(法…こしき炉並びに14、24、25、26の項に掲げるものを除く。)(県条例…16、26、27、28の項に掲げるものを除く。)	火格子面積 1㎡以上 又は 羽口面断面積 0.5㎡以上 又は 燃焼能力 50リットル/時以上 又は 変圧器定格容量 200kVA以上	同左 0.5㎡以上 又は 同左 0.25㎡以上 又は 同左 40リットル/時以上 又は 同左 150kVA以上
6	6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉(県条例…32の項に掲げるものを除く。)	火格子面積 1㎡以上 又は 羽口面断面積 0.5㎡以上 又は 燃焼能力 50リットル/時以上 又は 変圧器定格容量 200kVA以上	火格子面積 0.8㎡以上 又は 燃焼能力 40リットル/時以上
7	7	石油製品、石油化学製品又はコーラール製品の製造の用に供する加熱炉		
8	8	石油の精製用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/時以上	同左 100kg/時以上
8-2	9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	燃焼能力 6リットル/時以上	同左 3リットル/時以上
9	10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 1㎡以上 又は	同左 0.8㎡以上 又は
10	11	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。 )及び直火炉(法…26の項に掲げるものを除く。)(県条例…28の項に掲げるものを除く。)	燃焼能力 50リットル/時以上 又は 変圧器定格容量 200kVA以上	同左 40リットル/時以上 又は 同左 80kVA以上
11	12	乾燥炉(法…14、23の項に掲げるものを除く。)(県条例…16、25の項に掲げるものを除く。)		

12	13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器定格容量 1000kVA 以上	同左 600kVA 以上
13	14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 又は 焼却能力 200 kg/時 以上	同左 2 m <sup>2</sup> 以上 又は 同左 150kg/時 以上
-	15	金属表面の付着油の処理施設(燃焼式のものに限る)	-	燃焼能力 5 リットル/時 以上
14	16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 0.5トン/時 以上 又は 火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 又は 羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 又は 燃焼能力 20 リットル/時 以上	同左 0.3トン/時 以上 又は 同左 0.3 m <sup>2</sup> 以上 又は 同左 0.15 m <sup>2</sup> 以上 又は 同左 10リットル/時 以上
15	17	ガドミウム系顔料又は炭酸ガドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上	同左 0.05 m <sup>3</sup> 以上
16	18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上	同左 40kg/時 以上
17	19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		
18	20	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	燃焼能力 3 リットル/時 以上	同左 2リットル/時 以上
19	21	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	塩素処理能力 50 kg/時 以上	同左 30kg/時 以上
20	22	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流量 30kA 以上	同左 20kA 以上
21	23	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 又は 燃焼能力 50 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 200kVA 以上	同左 50kg/時 以上 又は 同左 40リットル/時 以上 又は 同左 150kVA 以上
22	24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 又は ポンプ動力 1kW 以上	同左 5 m <sup>2</sup> 以上 又は 同左 0.375kW 以上
23	25	トリカドミウム酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 又は 火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 又は 燃焼能力 50 リットル/時 以上	同左 50kg/時 以上 又は 同左 0.8 m <sup>2</sup> 以上 又は 同左 40リットル/時 以上
24	26	鉛の第2次精錬(鉛合金の製造を含む。 )又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	燃焼能力 10 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 40kVA 以上	同左 5リットル/時 以上 又は 同左 20kVA 以上
25	27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	燃焼能力 4 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 20kVA 以上	同左 2リットル/時 以上 又は 同左 10kVA 以上
26	28	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1m <sup>3</sup> 以上 又は	同左 0.08m <sup>3</sup> 以上 又は
			燃焼能力 4 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 20kVA 以上	同左 2リットル/時 以上 又は 同左 10kVA 以上
27	-	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上	-
28	29	コークス炉	原料処理能力 20トン/日 以上	同左
29	-	ガスタービン	燃焼能力 50 リットル/時 以上	-
30	-	ディーゼル機関		
31	-	ガス機関	燃焼能力 35 リットル/時 以上	-
32	-	ガソリン機関		
-	30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設	-	原料処理能力 5トン/日 以上
-	31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	-	
-	32	金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。)	-	燃焼能力 5 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 20kVA 以上
-	33	繊維の表面加工(合成樹脂を使用するものに限る。)の用に供する蒸解施設	-	製品の処理能力 400m/時 以上
-	34	合板の製造又は表面加工(合成樹脂を使用するものに限る。)の用に供する乾燥施設	-	燃焼能力 5 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 20kVA 以上

—	35	イ 塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 ロ 接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設及び調整施設 ハ 接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設 ニ ゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付け塗装施設及び乾燥施設 ホ 油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設 ヘ 金属の表面加工の用に供する脱脂施設(42の項及び43の項に掲げるものを除く。) ト イからへまでに掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設(県条例施行規則第3条第5号及び第10号から第12号までに掲げる物質 <sup>注)</sup> を使用するものに限る。)のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	—	すべてのもの
—	36	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設	—	すべてのもの
—	37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	—	燃焼能力 50 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 200kVA 以上 又は 伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上若しくは燃焼能力 50 リットル/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
—	38	フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設及び乾燥施設(34の項に掲げるものを除く。)	—	燃焼能力 50 リットル/時 以上 又は 変圧器定格容量 200kVA 以上 又は 伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上若しくは燃焼能力 50 リットル/時以上のボイラーから熱源を供給されるもの
—	39	研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設	—	すべてのもの
—	40	鋳造の用に供するシェルモールド中子造型施設	—	すべてのもの
—	41	繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設	—	すべてのもの
—	42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	—	空気に接する面の面積 3 m <sup>2</sup> 以上
—	43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	—	空気に接する面の面積 3 m <sup>2</sup> 以上
—	44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	—	空気に接する面の面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上
—	45	ウレタン <sup>注)</sup> の製造の用に供する発泡施設	—	すべてのもの
—	46	接着剤塗布施設	—	スプレーガンの吹付け能力 30 リットル/時 以上
—	47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設	—	すべてのもの
—	48	ウレタンフォーム原料の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	—	すべてのもの
—	49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂の製造の用に供する反応施設及び蒸発施設	—	すべてのもの
—	50	エチレンカーボネートの製造の用に供する反応施設	—	すべてのもの
—	51	蔵菌施設(医療業で使用されているものを除く。)	—	容量 3 m <sup>3</sup> 以上

注) 県条例施行規則第3条第5号及び第10号から第12号までに掲げる物質とは、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンをいう。

## 2. 工場及び事業場から排出される大気汚染防止法に対する規制方式とその概要(抜粋)

大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例ではボイラー等の「ばい煙発生施設」について、施設の種類や規模ごとにNOx、SOx、ばいじんなどの物質について排出基準を設けている。(本評価に係わる部分のみ抜粋)



区分	物質名	主な発生形態等	規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm <sup>3</sup> /h)=K×10 <sup>-3</sup> ×He <sup>2</sup> 一般排出基準:K=3.0~17.5 特別排出基準:K=1.17~2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率:0.5~1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準:0.04~0.7g/Nm <sup>3</sup> 特別排出基準:0.03~0.2g/Nm <sup>3</sup>
有害物質	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 新設:60~400ppm 既設:130~600ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定

■参考3) 大気汚染防止法規制対象外のNOx、SOx、ばいじんが発生する小型ボイラー等燃焼設備の場合の評価

大気汚染防止法の規制対象施設ではないが、NOx、SOx、ばいじんが発生する小型ボイラー等の燃焼設備や集合住宅の個別型の給湯機等についても評価対象とする。この場合、環境省による「低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン」に示された濃度のガイドライン値をレベル3、その90%以下の濃度をレベル4の判断基準とする。評価に当たっては、個々の機器性能について判断し、概ね全ての機器で判断基準を満たしている場合、該当するレベルとなる。

(参考資料) 低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省 H21改訂)

対象燃焼機器		ガイドライン値 (ppm、O <sub>2</sub> =0%換算)	
機器種類	規模 <sup>注1</sup>	燃料種類 <sup>注2</sup>	推奨ガイドライン値 (ppm) <sup>注3</sup>
ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h未滿かつ伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未滿	ガス	50
		灯油	80
		A重油	100
吸収冷温水機	燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h未滿かつ伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未滿	ガス	60
		灯油	80
		A重油	100
家庭用ガス給湯機のうち以下のもの ・ガス瞬間形湯沸器(先止式) ・ガス温水給湯暖房機(給湯機部分) ・ガス給湯付きふろがま(給湯機部分)		ガス	60
ガス機関(GHPに用いられるもの以外)	燃料の燃焼能力が重油換算で35L/h未滿	ガス	300 <sup>注4</sup>
ガスヒートポンプ(GHP)	燃料の燃焼能力が重油換算で10L/h未滿	ガス	100 <sup>注5</sup>

注1: 重油とガスの換算は、各地域行政が定めた換算係数を使用する。

注2: ガスは都市ガス(12A/13A)及びLPGを意味しており、12A/13A以外の都市ガスやバイオガスはガイドラインの対象としない。

注3: 窒素酸化物濃度は酸素濃度0%換算時の値とする。

注4: ガス機関(GHPに用いられるもの以外)のガイドライン値は出荷時のNOx濃度を対象とする。

注5: ガスヒートポンプのガイドライン値はJIS B 8627-1附属書IIに規定する試験方法で試験した結果から算出した12モード

値とする。

### 2.3.1 雨水排水負荷低減

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

#### ■ 適用条件

愛知県の場合は、下記の法規制及び行政指導がある。

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住	
	法規制(特定都市河川浸水被害対策法) 又は行政指導がある場合	法規制(特定都市河川浸水被害対策法) 又は行政指導がない場合
レベル1	(該当するレベルなし)	
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	指導された規模の雨水流出抑制対策を実施している。	雨水流出抑制対策等を実施していない。
レベル4	レベル3を満たし、かつそれ以上の雨水流出抑制対策等を実施しているが、レベル5を満たさない。	雨水流出抑制対策等を実施しているが、レベル5を満たさない。
レベル5	レベル3を満たし、かつ日本建築学会「雨水活用技術規準」に示された「基本蓄雨高100mm」に必要な蓄雨高を敷地内で確保している。	

#### □ 解説

本項目では雨水流出を抑制する性能を評価することを目的に、敷地における雨水流出抑制対策(地下浸透対策と一時貯留対策)等を評価対象とする。

レベル3 雨水流出抑制対策については地域の市街化の状況、河川や公共下水道等の状況に応じ、地方公共団体より対策量及び対策方法に関する行政指導が定められており、評価はその指導規模に従うものとする。  
また、行政指導がなく、雨水流出抑制対策を実施していない場合もレベル3とする。

レベル4 指導対策量を満たし、さらにそれ以上の雨水流出抑制対策等を実施している場合(より大きい蓄雨量を確保したり、雨水浸透を任意に実施しているなど)はレベル4とする。  
また、行政指導はないが、任意に雨水流出抑制対策等を実施している場合もレベル4とする。

レベル5 指導対策量を満たし、さらに日本建築学会「雨水活用技術規準」に示された「基本蓄雨高100mm」に必要な蓄雨高を敷地内で確保している場合はレベル5とする。  
また、行政指導は無いが、基本蓄雨高100mmを満たしている場合もレベル5とする。

※愛知県内の河川のうち、「新川」及び「境川・逢妻川・猿渡川」は、特定都市河川に指定されている。これらの流域は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき「特定都市河川流域」に指定されており、これにより、500㎡以上の開発は、許可が必要となり、許可に当たっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となる。(http://www.sougo-chisui.jp/)

2.3.2 汚水処理負荷抑制

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	水質汚濁防止法あるいは下水道法、または地方公共団体等で定める排出基準のうち厳しい基準を満たしている。
レベル4	排出基準を満たした上でそれ以上の特別な工夫を実施し、汚水処理負荷を高く抑制している。
レベル5	(該当するレベルなし)

注) 排出基準は、水質汚濁防止法適用施設については、水質汚濁防止法または各都道府県の定める排出基準のうち厳しい数値を基準として採用する。下水道法適用施設については、下水道法または各都道府県の定める排出基準のうち厳しい数値を基準として採用する。

□解説

水質汚濁防止法あるいは下水道法、または地方公共団体等で定める排出基準を満たしている場合はレベル3とする。排水基準を満たした上で、特別な工夫や目標を掲げて、より高度に取り組んでいる場合はレベル4とする。

愛知県では、生活排水による水質の汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要な地域として、水質汚濁防止法に基づき、4地域(12市町)を「生活排水対策重点地域」に指定し、関係部局等と連携して各種の対策を行っている。

■参考1) 下水道法で定める公共下水道への排出基準

1. 除害施設の設置等に関する条例の基準

下記範囲内の水質の下水について定めるものとする。

項目	条例で定める基準値の範囲
温度	45℃以上であるもの
pH	5以下または9以上であるもの
n-ヘキサン抽出物質	
鉱油類	5mg/リットルを超えるもの
動植物油脂類	30mg/リットルを超えるもの
よう素消費量	220mg/リットル以上であるもの

2. 特定事業場からの下水の排除の制限に係わる水質基準

項目	基準値	
カドミウム	0.1	mg/リットル以下
シアン	1	mg/リットル以下
有機リン	1	mg/リットル以下
鉛	0.1	mg/リットル以下
六価クロム	0.5	mg/リットル以下
ヒ素	0.1	mg/リットル以下
総水銀	0.005	mg/リットル以下
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	0.003	mg/リットル以下
トリクロロエチレン	0.3	mg/リットル以下
テトラクロロエチレン	0.1	mg/リットル以下
ジクロロメタン	0.2	mg/リットル以下
四塩化炭素	0.02	mg/リットル以下
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/リットル以下
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/リットル以下

シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/リットル以下
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/リットル以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/リットル以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/リットル以下
チウラム	0.06	mg/リットル以下
シマジン	0.03	mg/リットル以下
チオベンカルブ	0.2	mg/リットル以下
ベンゼン	0.1	mg/リットル以下
セレン	0.1	mg/リットル以下
フェノール類	5	mg/リットル以下
銅	3	mg/リットル以下
亜鉛	2	mg/リットル以下
溶解性鉄	10	mg/リットル以下
溶解性マンガ	10	mg/リットル以下
クロム	2	mg/リットル以下
ふっ素(海域以外)	8	mg/リットル以下
(海域)	15	mg/リットル以下
ほう素(海域以外)	10	mg/リットル以下
(海域)	230	mg/リットル以下
ダイオキシン類	10	pg-TEQ/リットル以下

3. 特定事業場からの下水の排除の制限に係わる水質基準を定める条例の基準  
 下記項目については条例により基準を設定する。その基準は下記の値より緩いものとする。

項目	条例で定める基準値の範囲	条例で定める基準値の範囲
PH	5 を越え 9 未満	
BOD	600mg/リットル未満	
SS	600mg/リットル未満	
n-ヘキサン抽出物質		
鉱油類	5mg/リットル以下	
動植物油脂類	30mg/リットル以下	
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素	380mg/リットル未満	条例で当該下水道からの放流水について排水基準が定められている場合はその排水基準値の 3.8 倍とする。
窒素	240mg/リットル未満	条例で当該下水道からの放流水について排水基準が定められている場合はその排水基準値の 2 倍とする。
リン	32mg/リットル未満	

下水道法施行令(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号、最終改正:平成 14 年 2 月 8 日政令第 27 号)

2.3.3 交通負荷抑制

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

独自基準

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 2 ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 4 ポイント以上

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 自転車の利用(代替交通手段の利用)に関する取組み	1)建物利用者のための適切な量の自転車置場(バイク置場を含む)の確保、駐輪場利用者の利便性への配慮(出し入れし易さ、利用し易い位置にあるなど)	1
	2)その他(記述)	1
II 駐車場の確保に関する取組み	1)適切な量の駐車スペースの確保(周辺道路に渋滞や路上駐車などを発生させないための措置として)	1
	2)管理用車両や荷捌き用車両の駐車施設の確保	1
	3)駐車場の導入路(出入り口など)の位置や形状・数への配慮(周辺道路の渋滞緩和に資するもの)	1
	4)その他(記述)	1

**□解説**

建物の運用時に発生する自動車利用による交通負荷(渋滞の発生など)を抑制するための取組み内容について評価する。

**I 自転車の利用(代替交通手段の利用)に関する取組み**

1)では、建物利用者による自動車利用を抑制するための手段として、自転車利用を推進する対策について評価する。

2)では、自転車の他、循環バスルートの新設などの取組みを評価する。

また、CASBEEあいちでは集合住宅の住民が自動車を利用できる仕組み(カーシェアリング)を管理組合などが導入する場合も評価対象とする。

**II 駐車場の確保に関する取組み**

1)では、建物利用者が利用する自動車を敷地外に路上駐車させないよう、適切な駐車スペースを確保することを評価する。

2)では、建物運用に関わる管理用車両やサービス車両(維持管理・メンテナンスサービス車両、搬入・搬出車、宅配車、ごみ収集車等)を、サービス時に敷地外に駐停車させないよう、適切な駐停車スペースを確保することを評価する。

3)では、建物駐車場の出入りを円滑にし、出入り口付近で自動車が渋滞にならないようにする取組みを評価する。

**3.1 騒音・振動・悪臭の防止****3.1.1 騒音**

事・学・物・飲・会・工・病・床・住

独自基準

**■適用条件**

騒音規制法による指定地域内で規制対象となる特定施設が設置される建物、及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物を対象とする。これらに当てはまらない場合はレベル3とする。

用途	事・学・物・飲・会・工・病・床・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	騒音規制法または大規模小売店舗立地法に定める現行の規制基準 <sup>注1)</sup> 以下に抑えられている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	騒音規制法または大規模小売店舗立地法に定める現行の規制基準 <sup>注1)</sup> より大幅 <sup>注2)</sup> に抑えられている

注1)規制基準は現行の値とし、現行基準以前に設置された施設についても現行の基準で評価する(昼間、朝・夕、夜間とも)。

注2)レベル5は、[現行の基準値 - 10dB]以下に抑えられている場合とする(昼間、朝・夕、夜間とも)。

**□解説**

本項目の評価対象は、騒音規制法による指定地域内で規制対象となる特定施設(■参考2)参照)が設置される建物、及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物とし、それ以外の建物については、一律レベル3を適用する。ただし上記以外の建物において、より積極的な取組みを実施している場合についてはそのレベルに応じ評価することができる。CASBEEあいちにおいては、設計時の仕様で評価する。ただし、騒音規制法や大規模小売店舗立地法で定める計測期間(昼間(am8時~pm7時)、朝・夕(am6時~am8時、pm7時~pm10時)、夜間(pm10時~翌朝6時))のいずれの時間においても、基準を満たしていることが評価条件となる。

レベル5と評価する場合は、現行の規制基準よりも騒音が大幅(現行の基準値-10dB以下)に抑えられていることを、第三者が確認できるような資料を添付する。

愛知県では、生活環境を保全し人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により規制している。なお、規制対象地域は、以下のとおりである。

【騒音規制法・振動規制法】

北設楽郡を除く県内全域。ただし、その区域のうち、都市計画法で定められた工業専用地域と都市計画区域以外の地域は除く。

【県民の生活環境の保全等に関する条例】

名古屋市を除く県内全域(名古屋市については、別途市の条例で規制されている)。

■参考1) 騒音規制法における基準値

地域区分・基準値については、都道府県知事が定めるものに従うものとする。以下に騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例における工場・指定作業場に係る騒音の規制基準をレベル3とした場合を例示する。

第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル3	45dB 以下	40dB 以下	40dB 以下
レベル5	35dB 以下	30dB 以下	30dB 以下

第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル3	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
レベル5	40dB 以下	35dB 以下	30dB 以下

近隣商業地域・商業地域・準工業地域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル3	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
レベル5	55dB 以下	50dB 以下	40dB 以下

工業地域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル3	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下
レベル5	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

工業専用地域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル3	75dB 以下	75dB 以下	70dB 以下
レベル5	65dB 以下	65dB 以下	60dB 以下

その他地域

	昼間	朝・夕	夜間
レベル3	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下
レベル5	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下

・工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は、上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内基準は、上の表の値から5デシベルを減

じた値とする。

・相当程度の騒音を発生する施設を設置する工場等に適用される基準は、規制基準と同じ値である。

## ■参考2) 騒音規制法の規制対象施設

### ①騒音規制法の規制対象施設

本項目における定量評価の実施対象となる騒音規制法の特定施設を以下に示す。

1 金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw 以上のものに限る。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。) ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN 以上のものに限る。) ヘ せん断機(原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限る。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。) ヌ タンブラー ル 切断機(といしを用いるものに限る。)
2 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限る。)
6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。) ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。) ホ 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。) ヘ かな盤(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限る。)
8 抄紙機
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10 合成樹脂用射出成形機
11 鑄造造型機(ジョルト式のものに限る。)

### ②条例に定める騒音発生施設

本項目における定量評価の実施対象となる県民の生活環境の保全等に関する条例の騒音発生施設を以下に示す。



1 金属加工機械 イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw 以上のものに限定。) ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限定。) ニ 液圧プレス ホ 機械プレス(呼び加圧能力が294kN 以上のものに限定。) ヘ セン断機(原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限定。) ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ プラスト ヌ タンブラー ル 研磨機(原動機の定格出力の合計が10kw 以上のものに限定。) ヲ 目立機(原動機を用いるものに限定。) ワ 平削盤(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限定。) カ 高速切断機
2 空気圧縮機及び冷凍機(原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限定。)
3 土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が3.75kw 以上のものに限定。)
4 織機(原動機を用いるものに限定。)
5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限定。) ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg 以上のものに限定。)
6 穀物用製粉機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限定。)
7 木材加工機械 イ ドラムパーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限定。) ハ 碎木機 ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限定。) ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限定。) ヘ かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw 以上のものに限定。)
8 抄紙機
9 印刷機械(原動機を用いるものに限定。)
10 合成樹脂用射出成形機
11 鑄造造型機(ジヨルト式のものに限定。)
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(最高出力が37.3kw 以上のものに限定。)
13 送風機及び排風機(原動力の定格出力が3.75kw以上のものに限定。)
14 走行クレーン イ 門型走行クレーン(原動力の定格出力が7.5kw以上のものに限定。) ロ 天井走行クレーン(原動力の定格出力が7.5kw以上のものに限定。)
15 洗びん機(原動力の定格出力が7.5kw以上のものに限定。)
16 真空ポンプ(原動力の定格出力が7.5kw以上のものに限定。)

※ただし、騒音規制法により指定された地域内において、工場等に設置される特定施設及び特定工場等に設置されるものは除く。

## ■参考3) 騒音防止対策の例

		内 容		防音効果			
物理的手段	音源対策技術	音の発生原因を取り除くこと	直接的圧力 変化の防止	渦の発生、流れの発生、爆発等を防止する	経験、実験等により推定		
			物体の振動低減	加振力の低減	打撃、衝突、摩擦、不平衡力を除く。釣り合わせる	〃	
		振動絶縁		振動伝達率が1以下になるように物体と振動体の間に防振装置を設置する	〃		
		制振処理		損失係数が5%以上になるように制振材料を塗布または貼り付ける。 制振鋼板を使用する	通常10dB程度 経験により推定		
	伝搬低減	発生した音の伝搬を低減すること	音の伝搬低減	吸音処理	音の当たる所に必要吸音率を持つ吸音材料を貼る	設計により決める	
				遮音	密閉型	必要透過損失を持つ材料で音源を囲む(カバー、フード、建屋)	〃
					部分的	減音量より10dB以上大きい透過損失を持つ障壁を立てる(塀、建物)	〃 25dBが限度
			開口型		必要透過損失を持つ消音機を音の通路に付ける	設計により決める	
			音の伝搬に影響する現象の利用	距離減衰	問題点から音源をできるだけ離す	0~6dB倍距離	
				指向性による減衰	音が強く放射される方向を問題点に向けない	通常10dB程度	
		空気吸収による減衰		長距離、高周波音の場合に有効	0.6dB/100m (1kHz) 5dB/100m (8kHz)程度		
		気温・風による減衰	風下に音源を設置する	風速、気温分布により異なる			
		地表面の吸収による減衰	吸音性の地面にする	30cmの草で 0.7dB/10m(1kHz) 程度			
樹木による減衰	並木程度では効果がない	葉の密度の大きい木で 10dB/50m程度					
感覚的手段名	マスキング	音を出して気になる音を隠す 騒音レベルの低い音に有効					
心理的手段	あいさつ、補償等	被害者、加害者の状況、心理を考えて対処する					

■文献 56)

## 3.1.2 振動

事・学・物・飲・会・工・病・休・住

独自基準

## ■ 適用条件

振動規制法に定める特定施設(参考2)①)又は条例に定める振動発生施設(参考2)②)を含む建物及び大規模小売店舗立地法の規制対象となる建物を対象とする。これらに当てはまらない場合は、対象外とする。

用途	事・学・物・飲・会・病・休・工・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	振動規制法に定める現行の規制基準 <sup>注1)</sup> 以下に抑えられている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	振動規制法に定める現行の規制基準 <sup>注1)</sup> より大幅 <sup>注2)</sup> に抑えられている

注1)規制基準は現行の値とし、現行基準以前に設置された施設についても現行の基準で評価する(昼間、夜間とも)。

注2)レベル5は、(現行の基準値-5dB)以下に抑えられている場合とする(昼間、夜間とも)。

## □ 解説

ここでは建物及び敷地内から発生する振動が隣地や周辺地域に与える影響について評価する。

本項目での評価対象は、振動規制法に定める特定施設(参考2)①)参照)又は条例に定める振動発生施設(参考2)②)参照)を持つ建物及び大規模小売店舗立地法により規制される建物とし、それ以外の建物については評価対象外とする。

CASBEEあいちにおいては、設計時の仕様で評価して良い。ただし、振動規制法や大規模小売店舗立地法で定める計測期間(昼間(am8時~pm7時)、朝・夕(am6時~am8時、pm7時~pm10時)、夜間(pm10時~翌朝6時))のいずれの時間においても、基準を満たしていることが評価条件となる。

レベル5で評価する場合は、現行の規制基準よりも振動が大幅(現行の基準値-5dB以下)に抑えられていることを、第三者が確認できるような資料を添付する。

愛知県では、生活環境を保全し人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する工場又は事業場(以下「特定工場等」という。)から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例により規制している。なお、規制対象地域は、「3.1.1 騒音」と同様である。

## 【騒音規制法・振動規制法】

北設楽郡を除く県内全域。ただし、その区域のうち、都市計画法で定められた工業専用地域と都市計画区域以外の地域は除く。

## 【県民の生活環境の保全等に関する条例】

名古屋市を除く県内全域(名古屋市については、別途市の条例で規制されている)。

■参考1) 振動規制法又は条例における基準値

各々の地域区分については、都道府県知事が定めるものに従う。以下に騒音規制法及び県民の生活環境保全等に関する条例における規制基準をレベル3とした場合を例示する。

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

	昼間	夜間
レベル3	60dB 以下	55dB 以下
レベル5	55dB 以下	50dB 以下

第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域

	昼間	夜間
レベル3	65dB 以下	55dB 以下
レベル5	60dB 以下	50dB 以下

近隣商業地域・商業地域・準工業地域

	昼間	夜間
レベル3	65dB 以下	60dB 以下
レベル5	60dB 以下	55dB 以下

工業地域

	昼間	夜間
レベル3	70dB 以下	65dB 以下
レベル5	65dB 以下	60dB 以下

工業専用地域

	昼間	夜間
レベル3	75dB 以下	70dB 以下
レベル5	70dB 以下	65dB 以下

その他地域

	昼間	夜間
レベル3	65dB 以下	60dB 以下
レベル5	60dB 以下	55dB 以下

- ・工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は、上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- ・第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内基準は、上の表の値から5デシベルを減じた値とする。
- ・相当程度の振動を発生する施設を設置する工場等に適用される基準は、規制基準と同じ値である。

■参考2)

①振動規制法に定める特定施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1kw 以上のものに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw 以上のものに限る。)
2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のものに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kw 以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱

製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもにに限る。)
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kw 以上のもにに限る。)
7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw 以上のもにに限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw 以上のもにに限る。)
9 合成樹脂用射出成形機
10 鑄造造型機(ジヨルト式のもにに限る。)

## ②条例に定める振動発生施設

1 金属加工機械 イ 液圧プレス ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1kw 以上のもにに限る。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw 以上のもにに限る。)
2 圧縮機及び冷凍機(原動機の定格出力が3.75kw 以上のもにに限る。)
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のもにに限る。)
4 織機(原動機を用いるものに限る。)
5 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kw 以上のもにに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもにに限る。)
6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kw 以上のもにに限る。)
7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw 以上のもにに限る。)
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw 以上のもにに限る。)
9 合成樹脂用射出成形機
10 鑄造造型機(ジヨルト式のもにに限る。)
11 穀物用製粉機(原動機の定格出力が7.5kw 以上のもにに限る。)
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(最高出力が37.5kw 以上のもにに限る。)
13 送風機及び排風機(原動力の定格出力が3.75kw以上のもにに限る。)

※ただし、騒音規制法により指定された地域内において、工場等に設置される特定施設及び特定工場等に設置されるものは除く。

## 3.1.3 悪臭

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

独自基準

## ■ 適用条件

悪臭防止法による規制地域内で特定悪臭物質の取り扱いをする建物を対象とする。これらの取り扱いがない場合には評価対象外とする。

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度の許容限度及び臭気指数の許容限度を満たしている
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	(該当するレベルなし)

## □ 解説

本項目では悪臭防止法に定める許容限度の値を満たしているかについて評価する。

CASBEEあいちでは、設計仕様について十分に悪臭防止法の基準値をクリアできる性能を有しているかについて評価する。採点基準は、悪臭の規制値以下の場合の閾値を設定することが困難なため、当面はレベル3のみの評価とする。

本項目での評価対象は、悪臭防止法の規制地域にある建物で、特定悪臭物質の取り扱いのある建物であり、それ以外の建物については、評価対象外とする。

## ■ 参考1) 悪臭防止法の規制基準

規制基準は、「悪臭防止法施行規則」第2条別表第1ほかで定めているが、都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めることとしている。評価に際しては各地域の基準値に従うこと。

愛知県内の市長村は、特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制若しくは臭気指数又は臭気排出強度に係る規制のどちらかの規制基準が定められている。

愛知県における特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制地域は、愛知県指定で11市町、各市指定で3市となっている。なお、名古屋市、春日井市及び小牧市は、別途、条例や要綱などにより、臭気指数による指導の基準等を定めている。

また、臭気数又は臭気排出強度に係る規制地域は、愛知県指定で45市町村、各市指定は豊橋市、豊田市の2市である。(平成20年10月1日現在)

## ① 特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制基準

## ア 敷地境界線における規制基準

特定悪臭物質の種類(22種)	第1種地域	第2種地域	第3種地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08

イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレニルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレニルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

(注)第1種地域、第2種地域、第3種地域の区分は、関係市役所及び関係町村役場並びに愛知県環境部大気環境課に備え置いた地図の色塗りにより区分する。

#### イ 煙突等の気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類(13種)	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレニルアルデヒド、イソバレニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
規制基準	<p>気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39条)第3条に定める方法により算出した値(次の換算式によって得られた気体排出口からの排出量)</p> $q = 0.108 \times \text{He}^2 \cdot \text{Cm}$ <p>q: 特定悪臭物質の排出量(Nm<sup>3</sup>/h)  He: 補正された気体排出口の高さ(m)  Cm: 敷地境界線における規制基準値(ppm)</p>

#### ウ 排水口からの排水に係る規制基準

特定悪臭物質の種類(4種)	規制地域の区分	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン	第1種地域	0.03	0.007	0.002
	第2種地域	0.06	0.01	0.003
	第3種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素	第1種地域	0.1	0.02	0.005
	第2種地域	0.3	0.07	0.02
	第3種地域	1	0.2	0.05

硫化メチル	第1種地域	0.3	0.07	0.01
	第2種地域	2	0.3	0.07
	第3種地域	6	1	0.3
二硫化メチル	第1種地域	0.6	0.1	0.03
	第2種地域	2	0.4	0.09
	第3種地域	6	1	0.3

(注)Q(単位:m<sup>3</sup>/s)は、事業場の敷地外に排出される排水の量を表す。

## ②臭気指数又は臭気排出強度に係る規制基準

## ア 敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

## イ 煙突等の気体排出口における規制基準

規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2に定める方法により算出した値

## ウ 排水口からの排水に係る規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	28	31	34

## 注)

- 臭気指数とは、臭気濃度(臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める)の常用対数に10を乗じた数値である。(臭気指数=10×log臭気濃度)
- qtは、排出ガスの臭気排出強度(単位 m<sup>3</sup>N/min)を表す。  
qt=(臭気濃度)×(乾き排出ガス量)
- H<sub>0</sub>は、排出口の実高さ(単位 m)を表す。
- F<sub>max</sub>は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位sec/m<sup>3</sup>N)で、悪臭防止法施行規則第6条の2第1号に規定する方法により算出された値を示す。
- 周辺最大建物は、対象となる事業所の敷地内で排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。



(4)CASBEEあいち[戸建]2016 の概要と独自基準

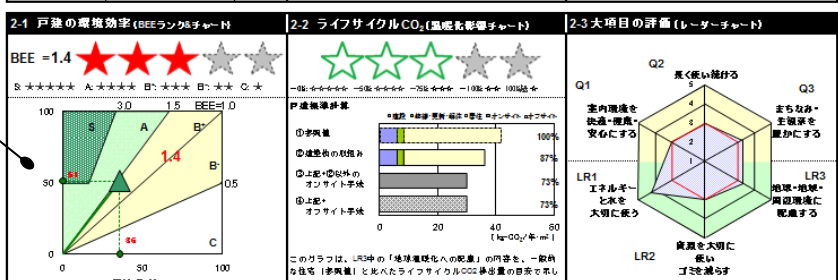
CASBEEあいち[戸建]の評価システムは、CASBEE-戸建(新築)2016年版から基本的に変更していないため、IBECのHPで公表しているCASBEE-戸建(新築)2016年版の評価マニュアルを基本としつつ、本手引きを参考に計画書を作成してください。(IBEC: [http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas\\_home/cas\\_home.htm](http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_home/cas_home.htm))

CASBEE<sup>®</sup>あいち[戸建] | 評価結果 |

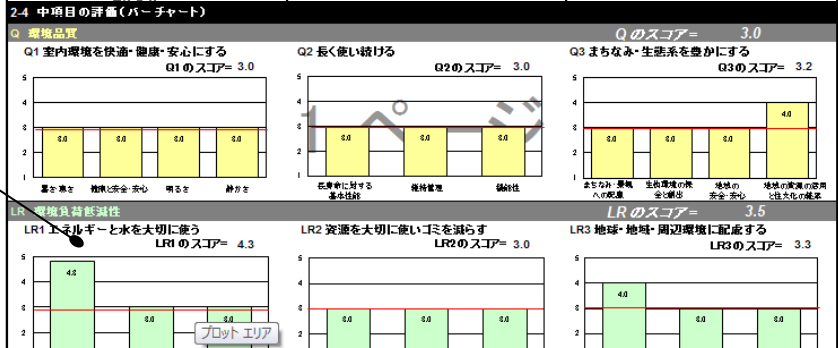
【表示内容】  
1 建物概要

1-1 建物概要		1-2 外観	
建物名称	あいち住宅	仕様の確定状況	建物の仕様
竣工年月	2014年●月●日 予定	仕様の確定状況	仕様の仕様
建設地	●●県●●市	仕様の確定状況	仕様の仕様
用途	第一種中高層住居	仕様の確定状況	仕様の仕様
省エネ率	6 地域	仕様の確定状況	仕様の仕様
構造・構造	木造・軸組工法	仕様の確定状況	仕様の仕様
断熱	2	仕様の確定状況	仕様の仕様
敷地面積	200 m <sup>2</sup>	評価の実施日	2014年●月●日
建築面積	85 m <sup>2</sup>	作成者	○○○○
延床面積	150 m <sup>2</sup>	確認者	2014年●月●日
世帯人数	5	確認者	□□□□

2 CASBEE の評価結果  
2-1 BEE (Q/L) の評価結果  
2-2 ライフサイクル CO<sub>2</sub> (温暖化影響チャート)  
2-3 レーダーチャート



2-4 バーチャート  
・ Q の評価結果  
・ LR の評価結果



3 CASBEE あいち[戸建] の重点項目  
赤枠: 独自項目

3 重点項目

- ① 地球温暖化への配慮: 4.0
- ② 敷地内の緑化: 3.0
- ③ 資源の有効活用: 3.0
- ④ 地域材の活用: 4.0

緑化面積の比率: 30.0 %

地域性のある材料: 三州瓦(外装材), 地域で産出される木材資源, スギ(内装材), スギ・ヒノキ(構造躯体)

### ○独自基準

CASBEE-戸建(新築)2016年版と異なるCASBEEあいち[戸建]の独自基準の解説は次のとおりです。

### QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

#### 4. 地域の資源の活用と住文化の継承

##### 評価内容

地域に根付いている住文化を積極的に継承する取組みや、地域の木材資源を活用し山林環境を保全する取組みなどを評価する。

##### 評価レベル

独自基準

レベル	基準
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	評価する取組の1～5のうち、何れにも取り組んでいない。
レベル3	評価する取組の1～5のうち、何れか1つ取り組んでいる。
レベル4	評価する取組の1～5のうち、何れか2つ取り組んでいる。
レベル5	評価する取組の1～5のうち、何れか3つ以上取り組んでいる。

##### 評価する取組み

分類	No.	取組み
地域の住文化の継承	1	地域で育まれてきた住宅や庭づくりの構法・意匠・技術を採用している。
	2	地域を象徴する庭園等の保全や、地域の住文化を象徴する住宅等建物の保存・復元をしている。
	3	住宅の構造材や内外装材、外構資材に地域性のある材料を一部使用している(地域の山林から産出される木材を除く)。※1
地域で産出される木材資源の活用	4	住宅の構造躯体に、地域の山林から産出される木材資材を積極的に活用している。※2
	5	住宅の内外装材・外構資材に、積極的に地域の山林から産出される木材資源を活用している。

※1) 評価ソフトの「使用した地域性のある材料と使用した部位」欄に材料名と部位を記入

※2) 評価ソフトの「使用した地域で産出される木材資源と使用した部位」欄に木材資源名と部位を記入

##### 【加点条件の有無】

※無し

##### 【条件によるレベルの変更】

※無し

##### 【評価対象外】

※無し

### 解説

本項目においては、地域の住宅文化を継承する取組みや、地域で産出される木材資源を

積極的に活用することによる地域の山林環境の保全に資する取組みを評価する。

【取組み分類：地域の住文化の継承】

地域の自然環境や風土などの下に育まれてきた地域独特の住宅様式や住環境を積極的に継承する取組みを対象とする。

- 1 地域に伝わる、あるいは風土に根ざした住宅形式・構法・意匠や技能(京都の町家や、置き屋根、兜造りの民家など)や、庭の構成と外構・植栽計画に取り組んでいるものを対象とする。
- 2 地域の住宅文化を象徴する庭園や住宅建物等の保全や保存、復元に取り組んでいるものを対象とする。地域に長くある巨樹・巨木の保全、史跡などを保全することも評価される。
- 3 地域性のある材料とは、その地方や地域で伝統的に使用されてきた材料や、地場産業に由来する材料など、その地ゆかりの材料等をいう。これらのような地域で昔から広く手に入れることができた素材を用いることにより、建物や構造体を落ち着いたなじみやすい色彩とし、より既存のまちなみとの調和を図る取組みや、地域の住宅文化を支える産業の活性化を図る取組みを評価する。地域性のある素材を外装材や塀などに使用して地域の景観形成に貢献している事例として、芦屋市の御影石の住宅地、外泊(愛媛)石垣の集落などがあげられる。ただし、地域の山林から産出される木材資源については取組み4、5で評価するため、こちらでは除外する。

【取組み分類：地域で産出される木材資源の活用】

我が国の住宅建設においては、古代より山林の木材をなじみのある親しみやすい生物材料として利用してきた。しかし、今日では山林から産出される木材資源が十分に活用されないことなどから更新が進まず、また十分な管理がされないため、山林環境が悪化している状況にある。

そこで、取組み4、5では、前述の【地域の住文化の継承】に掲げた目的に加え、特に地域の山林から産出される木材資源を積極的に住宅建設に活用することにより、地域の山林環境の再生に資することを目的とした取組みを評価する。

- 4 住宅の主要構造部に、地域の山林から産出された木材資源を活用したものを対象とする。
- 5 その他、内外装材や外構部材に地域の山林から産出された木材資源を活用したものを対象とする。

※「地場産材」の地場、「地域で産出される木材資源」の地域とは、計画地が含まれる都道府県と、それに接する都道府県を範囲を基本とするが、資源が生産される背景となる地域の産業構造や文化、自然環境を踏まえ、同一の地域と判断できる場合にも範囲に含めて評価できる。

ただし、各自治体などで地場産材の利用促進に対する取組みを行っている場合には、その定義に従うものとする。

愛知県では、三河材(地域で産出される木材資源)を始め、地場産材の瓦(三州瓦)、レンガ、土(土壁)、タイル、御影石等の地域性のある素材を材料に使用している場合に評価する。

### 3 参考資料

#### (1) 根拠法令

**県民の生活環境の保全等に関する条例**(平成15年愛知県条例第7号)(抄)

第3章 第1節 建築物に係る環境への負荷の低減

(特定建築物環境配慮計画書の作成等)

**第73条** 規則で定める規模を超える建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項(略)を記載した計画書(以下「特定建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、特定建築物環境配慮計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該計画書の概要を公表するものとする。

(特定建築物環境配慮計画書の変更の届出等)

**第74条** 特定建築物の新築等の工事が完了するまでの間に、当該特定建築物に係る前条第一項第一号、第二号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定建築物に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定建築主は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出に係る変更後の特定建築物環境配慮計画書の概要を公表するものとする。

(新築等の工事完了の届出等)

**第75条** 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事を完了し、又は取りやめたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該工事の完了又は取りやめの日を公表するものとする。

-----  
**県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則**(平成15年愛知県規則第87号)(抄)

(条例第73条第一項の規則で定める規模)

**第80条** 条例第73条第一項の規則で定める規模は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が二千平方メートルであることとする。

(特定建築物環境配慮計画書の作成等)

**第81条** 条例第73条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画書の作成は、特定建築物環境配慮計画書(様式第48)によってしなければならない。

2 条例第73条第一項の規定による特定建築物環境配慮計画書の提出は、特定建築物の新築等の工事の着手予定日の21日前までに、知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

-----

(2)チェックリスト

特定(外)建築物環境配慮計画書 添付書類チェックリスト

添付図書		備考
<input type="checkbox"/>	特定(外)建築物環境配慮計画書	○計画書は、一棟毎に作成 ○作成者、確認者共に明示(同じ人でも可、資格の有無は問わない) ○敷地面積は、評価した敷地面積(仮想敷地面積)を記載
<input type="checkbox"/>	委任状	○特定(外)建築主に代わって設計者等が提出する場合に必要な
<input type="checkbox"/>	CASBEE あいち 評価ソフト	メインシート ○作成者、確認者共に記載 ○敷地面積は、評価した敷地面積(仮想敷地)を記載 ○建物面積関係は、対象建築物についてのみ記載 ○計画書(裏)との整合をとること
<input type="checkbox"/>		結果シート ○目標値BEE=1.0、推奨値BEE=1.5
<input type="checkbox"/>		スコアシート ○水色セル(レベル4以上の評価項目)にはコメント記入
<input type="checkbox"/>		スコア(重点項目)シート
<input type="checkbox"/>		二酸化炭素計算シート
<input type="checkbox"/>		配慮シート ○各項目にコメントを記入
<input type="checkbox"/>		採点Q1～採点LR3 ○工場単一用途の場合、採点Q1～採点Q2-1は評価対象外(「2.1.1耐震性」以降が評価対象)
<input type="checkbox"/>		計画書シート
<input type="checkbox"/>		条件(標準)シート (又は条件(個別)シート)
<input type="checkbox"/>		緑化指数等算定シート
<input type="checkbox"/>	図面	付近見取り図
<input type="checkbox"/>		特記仕様書
<input type="checkbox"/>		面積表 ○複合用途の場合は用途毎の床面積を明示
<input type="checkbox"/>		配置図 ○仮想敷地を設定した場合は、仮想敷地境界線を明示
<input type="checkbox"/>		各階平面図
<input type="checkbox"/>		立面図
<input type="checkbox"/>		断面図(又は矩計図)
<input type="checkbox"/>		仕上表
<input type="checkbox"/>		各種設備図面
<input type="checkbox"/>		外構図 ○緑地の位置や面積や中高木の位置、樹高等がわかるもの
<input type="checkbox"/>	省エネ 関係	建築物省エネ法に基づく 計画書の写し(第一面～第六面) 届出書の写し(第一面～第四面) ○建築物省エネ法の計画書・届出書を愛知県に提出するものについては添付不要
<input type="checkbox"/>		省エネ計算結果 ○建築物省エネ法の計画書・届出書を愛知県に提出するものについては添付不要 ○省エネ計算に修正が出た場合は、修正後のものを添付
<input type="checkbox"/>	その他 採点によりレベル4以上に評価された項目、又はスコアシートにおける評価点が3点を上回る項目に関する根拠資料	○数値計算等を伴う評価項目は計算根拠

採点によりレベル4以上評価した項目の根拠となる記載がある部分は着色等により明示

## 建築環境総合性能評価システム CASBEEあいち（2016年版）届出の手引き

企画・発行	愛知県建築局建築指導課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-2-1 TEL 052-954-6570 E-mail <a href="mailto:kenchikushido@pref.aichi.lg.jp">kenchikushido@pref.aichi.lg.jp</a>
-------	--